



manaco 約款集



制定 平成23年2月11日
最終改定 令和3年10月1日

目次

manaca 取扱規則	株式会社エムアイシー	P1
manaca マイレージポイント取扱規則	株式会社エムアイシー	P3
manaca 電子マネー取扱規則	株式会社エムアイシー	P4
ICカード乗車券取扱規則	名古屋鉄道株式会社	P4

ICカード乗車券取扱規則	豊橋鉄道株式会社	P8
ICカード乗車券取扱規則	名鉄バス株式会社	P11
「サービス対象manaca」μstarポイントサービス会員規約		P14
「μstar会員」めいてつWeb会員特約		P15
めいてつWeb会員規約		P16

manaca取扱規則

株式会社エムアイシー

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、株式会社エムアイシー（以下「当社」といいます。）が発行する、金銭的価値を記録することができるICカード（以下「manaca」といいます。）のサービス内容と利用条件を定め、もって利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とします。

(適用範囲)

- manacaにかかわる取扱いについては、この規則の定めるところによります。
- manaca交通事業者における、manacaを媒体とする乗車券等との交通乗車証票（以下「乗車券等」といいます。）としての利用については、manaca交通事業者の旅客営業規則等の定めるところによります。
- manacaマイレージポイントの取扱いについては、manacaマイレージポイント取扱規則の定めるところによります。
- manaca加盟店における、商品、サービス等の決済手段としてのmanacaの利用（以下「電子マネー取引」といいます。）については、manaca電子マネー取扱規則の定めるところによります。
- 当社が、当社以外の者（以下「提携先」といいます。）と提携した一体型manacaの取扱いについては、別途定めるところによります。
- 当社は、この規則及びこの規則に関連して定められた規定を相当な範囲で変更することがあります。この場合、当社は変更の時期及び変更内容をウェブサイト等当社が指定する方法で周知します。
- この規則が改定された場合、以後のmanacaにかかわる取扱いについては、改定された規則の定めるところによります。
- この規則に定めのない事項については、法令等の定めるところによります。

(用語の意義)

- この規則における主要用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。
 - 「manaca交通事業者」とは、愛知高速交通株式会社、豊橋鉄道株式会社、名古屋ガイドウェイバス株式会社、名古屋市交通局、名古屋鉄道株式会社、名古屋高速鉄道株式会社及び名鉄バス株式会社（機器貸与先の豊栄交通株式会社及び株式会社オーフを含みます。以下同じ。）をいいます。
 - 「記名式manaca」とは、券面に利用者の記名を行い、かつカードに利用者の氏名、性別、生年月日及び電話番号が記録された、記名人本人の使用に供するmanacaをいいます。
 - 「無記名式manaca」とは、券面に利用者の記名を行わず、持参人利用に供するmanacaをいいます。
 - 「小児用manaca」とは、記名人が小児であって券面に小児の表示を行った、小児の利用に供する記名式manacaをいいます。
 - 「割引用manaca」とは、株式会社名古屋交通開発機構が発行する、記名人が名古屋市交通局及び名古屋臨海高速鉄道株式会社が指定する割引旅客運賃の適用対象となる者の利用に供する、券面に当該割引旅客運賃を適用する証印の表示を行った記名式manacaをいいます。
 - 「一体型manaca」とは、提携先のサービス機能と一体となった媒体が発行するmanacaをいいます。
 - 「SF（現金）」とは、専らmanaca交通事業者が定める旅客運賃等の支払いや乗車券類への引換え、manaca加盟店における電子マネー取引に充当する、manacaに記録された金銭的価値をいいます。
 - 「チャージ」とは、manacaに入金することをいいます。
 - 「manacaマイレージポイント」とは、manacaマイレージポイント取扱規則の規定にしたがって付与されるセンターポイント及びSF（ポイント）をいいます。
 - 「センターポイント」とは、manacaマイレージポイントのうちmanacaマイレージポイント取扱規則の規定にしたがってセンターシステムに記録されるものをいいます。
 - 「SF（ポイント）」とは、manacaマイレージポイントのうちmanacaマイレージポイント取扱規則の規定にしたがってmanacaに記録されるものをいいます。
 - 「ポイント還元」とは、manacaマイレージポイント取扱規則の規定にしたがって、センターポイントをSF（ポイント）としてmanacaに移行することをいいます。
 - 「デビット」とは、返却することを条件に、当社が収受するmanacaの利用権の代価をいいます。
 - 「manaca加盟店」とは、manaca電子マネー取扱規則に定める加盟店をいいます。

(契約の成立)

第4条 manacaの利用にかかわる契約は、利用者にmanacaが交付されたときに当社と利用者の間において成立します。

(利用方法及び制限事項)

- manacaは、manaca交通事業者における乗車券等としての利用またはmanaca加盟店における電子マネー取引ができます。
- manacaは、manaca交通事業者またはmanaca加盟店においてmanacaを処理する機器（以下「所定の機器」といいます。）により利用しなければなりません。
- 第1項の規定にかかわらず、割引用manacaについては、愛知高速交通株式会社、豊橋鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社及び名鉄バス株式会社で利用できない場合があります。
- 記名式manacaに記録された記名人本人以外の者は、当該記名式manacaを利用することができません。ただし、manaca交通事業者の規定に従い持参人方式の定期券として利用する場合等は、この限りではありません。
- 小児用manacaは、有効期限経過後は利用することができません。

6 次の各号のいずれかに該当するときは、manacaは所定の機器で利用できないことがあります。

- manacaの破損または所定の機器の故障もしくはは天災等により、manacaの内容の読み取りが不能となったとき。
- 記名式manacaにおいては、manacaの利用、チャージまたはポイント還元のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、6か月間これらの取扱いが行われなかったとき。
- 偽造、変造または不正に作成されたmanacaまたはSF（現金）を利用することはできません。

(個人情報取扱い)

- 利用者が記名式manacaの購入または無記名式manacaの記名式manacaへの変更を申し込むときに提出した氏名、生年月日、性別及び電話番号（以下「個人情報」といいます。）については、当社及び株式会社名古屋交通開発機構（以下「当社等」といいます。）が管理します。
- 当社等は、取得した個人情報を、次の目的で利用します。
 - 記名式manacaの購入、変更、再発行、払い戻し等の申込内容の確認
 - 当社等から利用者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認
- 当社等は、取得した個人情報、前項の範囲内でmanacaを収受する事業者に知らせることがあります。
- 当社が取得した個人情報、当社等及びmanaca交通事業者が統計資料として利用する等、個人を特定できないように修正した上で利用することがあります。
- 記名式manacaの購入希望者または変更希望者が、前各項の規定に同意しないときは、記名式manacaの発売または記名式manacaへの変更を行いません。

(利用者の同意)

第7条 利用者は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

(取扱箇所)

- manacaの取扱箇所は、manaca交通事業者及びmanaca加盟店とします。
- 各取扱箇所において取り扱う内容については、当社及びmanaca交通事業者が別に定めます。

(制限または停止)

- 当社は、次に掲げる場合には、manaca交通事業者及びmanaca加盟店におけるmanacaの取扱いを制限または停止することがあります。
 - 天災、停電、通信事業者の通信設備障害、コンピュータシステム異常等の不可抗力によりmanacaの取扱いが困難であると認められた場合
 - コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情によりmanacaの取扱いの中止を必要と判断した場合
- 前項の規定によるサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負いません。

(manacaの所有権)

- manacaの所有権は、当社に帰属します。
- 当社は、利用者の利用に供するためにmanacaを利用者に貸与します。
- manacaが不要となったときまたは失効したときは、利用者は、manaca交通事業者を通じて当社にmanacaを返却しなければなりません。

(デビット)

- manacaは、manacaを発売（manacaを利用者に交付し、デビット及び当該manacaにあらかじめ記録されたSF（現金）がある場合はその相当額を受取ることをいいます。以下同じ。）する際に、デビットとしてmanaca 1枚につき500円を受受します。
- 利用者がmanacaを返却したときは、第20条第6項または第25条第3項の規定により、当社はデビットを返却します。
- デビットは運賃や電子マネー取引等に充当することはできません。

(manacaの失効)

- 次の各号の交換、SF（現金）及びSF（ポイント）の利用、チャージ、ポイント還元または定期券の裏面のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合は、manacaは失効します。ただし、当社が特に認めた場合は、失効しないものとします。
- 前項の規定にかかわらず、遺失物の適用を受け、公告期間を経過した記名式manacaは失効します。
- 前2項の規定により、manacaが失効した場合において、利用者はmanaca及びセンターシステムに記録されている一切の金銭的価値等並びにデビットの返却を請求することはできません。

第2章 発売

(発売額)

- manacaの発売額は、2,000円（デビット500円を含みます。）とします。
- 前項の規定にかかわらず、manaca交通事業者は、発売額を変更して発売することができます。ただし、発売額は1,000円単位とし、20,000円を超えることはできません。
- 前2項の規定にかかわらず、当社が特に認めた場合は、発売額を500円（デビット500円を含みます。）として発売することがあります。

(manacaの発売手続)

第14条 無記名式manacaの購入希望者が購入を請求したときは、無記名式manacaを発売

2 この規則を変更する場合、当社はあらかじめ利用者に対して当社指定の方法により変更内容を告知するものとします。当該告知後、利用者がmanacaマイレージポイントの提供を受けたときは、当社は、利用者が当該変更内容を承認したものとみなします。

manaca電子マネー取扱規則

株式会社エムアイシー

(目的)

第1条 この規則は、株式会社エムアイシー（以下「当社」といいます。）が発行者、金銭的価値を記録することができるICカード（以下「manaca」といいます。）の電子マネー取引において、電子マネーの利用者に対して提供するmanaca加盟店におけるサービス内容及び利用条件を定めることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 manaca加盟店において電子マネー取引を行う際の取扱いについては、この規則の定めるところによりします。
第2条 manaca交通事業者における、manacaを媒体とする乗車券等の交通乗車証としての利用については、manaca交通事業者の旅客営業規則等の定めるところによりします。
第3条 manaca電子マネーポイントサービスの取扱いについては、μstarポイントサービス会員規約の定めるところによりします。
第4条 この規則が改定された場合、以後の電子マネー取引にかかわる取扱いについては、改定された規則の定めるところによりします。
第5条 この規則に定めのない事項については、法令及びmanaca取扱規則等の定めるところによりします。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- 「電子マネー」とは、manaca取扱規則第3条第7号に定める金銭の価値をいいます。
- 「商品等」とは、電子マネー取引の対象となる物品、権利、ソフトウェア及びサービスをいいます。
- 「電子マネー取引」とは、利用者がmanaca加盟店において商品等を購入し、または提供を受ける際に、金銭等に換えて電子マネーをmanaca加盟店の電子マネー端末または当社が使用する電子計算機に移転することにより、商品等の代金を支払う取引をいいます。
- 「利用者」とは、この規則に同意し、電子マネーを利用する者をいいます。
- 「manaca電子マネー事業者」とは、名古屋鉄道株式会社及び名古屋市交通局をいいます。
- 「manaca加盟店」とは、manaca電子マネー事業者と電子マネーの利用に関する加盟店契約を締結し、電子マネーの利用により利用者へ商品等を提供する者をいいます。また、manaca電子マネー事業者が電子マネーの利用により利用者へ商品等を提供する場合においては、manaca電子マネー事業者もmanaca加盟店にあたるものとみなします。
- 「チャージ」とは、当社の定める方法でmanacaに電子マネーを積み増しすることをいいます。
- 「移転」とは、電子マネー端末及びネットワークを媒介することにより、manacalに記録された一定額の電子マネーを引き取り、当社使用する電子計算機またはmanaca加盟店の電子マネー端末と同額の電子マネーが積み増しされることをいいます。
- 「電子マネー端末」とは、当社の定める仕様を有し、電子マネーの読み取り、引取り等を行い、当社が特に認めた場合においてはmanacaへの書込みができる機器（リーダーライク）をいいます。

(利用箇所と利用方法)

第4条 利用者は、別表のサービスマークを掲示したmanaca加盟店に設置した電子マネー端末において、別表の電子マネー取引を行うことができるものとします。
第2条 前項の規定により電子マネー取引を行う場合、利用者のmanacaから当該manaca加盟店の電子マネー端末に、商品等の代金額に相当する電子マネーの移転が完了したときに、利用者の当該manaca加盟店に対する代金債務が消滅し、同額の金銭の支払いがなされたものとします。
第3条 前項の規定により電子マネー取引を行う場合、利用者は、電子マネーの移転が完了した時点で電子マネー端末等に表示される、商品等の代金額及び電子マネーの残額に誤りがないことを確認するものとします。なお、その場で、異議の申出がなかった場合は、利用者は当該電子マネー取引が正当に完了したことを承了したものとみなします。
第4条 当社及びmanaca電子マネー事業者は、利用者がmanaca加盟店から購入し、または提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥その他利用者とmanaca加盟店との間に生じる取引上の一切の問題について、その責めを負わないものとします。
第5条 第2項に定める電子マネーの移転がなされた後、利用者とmanaca加盟店との間で、電子マネー移転の原因となった行為に無効、取消し、解除その他いかなる事由が生じた場合であっても、当該電子マネーの返還はできません。

(利用制限)

第5条 前条第1項の定めにかかわらず、利用者は、1回の電子マネー取引につき2枚以上のmanacaを同時に使用するとはできません。
第2条 当社及びmanaca電子マネー事業者は、記名式manacaを使用して電子マネー取引を行う場合は、カード保有者を記名人とみなして本人確認を行うこととし、利用を認めます。よって、当社、manaca電子マネー事業者及びmanaca加盟店は、記名式manacaの紛失、盗難等による記名人本人以外の利用によって生じた記名人本人の損害についてその責めを負いません。
第3条 偽造、変造または不正に作成されたmanacaを電子マネー取引に利用することはできません。
第4条 変造または不正に作成された電子マネーを利用することはできません。
第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、manacaは電子マネー端末で使用できないことがあります。
第1条 manacaまたは電子マネー端末の破損、電子マネー端末の故障、電磁的影響、天災等による、電子マネーデータの破壊または消失その他の事由により、manacaのいずれかを読み取り不能となり、または電子マネー端末が使用不能となるとき。
第2条 記名式manacaにおいては、manacaの利用または電子マネーのチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、一定期間これらの取扱いが行われなかったとき。
第3条 電子マネー取引に際し、電子マネーのチャージと移転をみだりに複数回繰り返すとき。
第4条 利用者は、manaca加盟店において、電子マネー取引を行うことに際し、manaca電子マネーをその利用可能残額の範囲内で、manaca電子マネー事業者及びmanaca加盟店が定める方法により利用することができるものとします。

(一時的な制限または停止)

第6条 当社は、以下の場合において、全てまたは一部oanaca加盟店におけるmanacaの取扱いを制限し、または停止することがあります。

- 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力によるoanacaの取扱いが困難であると認められた場合
- 電子マネーに係るシステムの通信時もしくは同システムの保守管理等のために利用の制限または停止が必要となる場合
- 紛失、盗難等により当社及び株式会社名古屋交通開発機構が無効として利用停止措置を行ったmanacaを利用する場合
- その他やむを得ない事情によりmanacaの取扱いの中止を必要と判断した場合

(取対対象外商品等)

第7条 manaca電子マネー事業者が別に定める有価証券、金券等の商品等については、第4条第1項の規定にかかわらず、電子マネー取引を行うことができません。

(免費)

第8条 電子マネーを利用することができないことにより利用者へ生じた不利益及び損害の一切については、当社、株式会社名古屋交通開発機構、manaca電子マネー事業者及びmanaca加盟店は、その責めを負いません。

(規則の変更)

第9条 当社は、この規則を変更することができるものとします。
2 この規則を変更する場合、当社はあらかじめ利用者に対して当社指定の方法により変更内容を告知するものとします。当該告知後、利用者がmanacaを購入し、または電子マネー取引を行ったときは、当社は、利用者が当該変更内容を承認したものとみなします。

(規定の準用)

第10条 manaca取扱規則第10条（manacaの所有権）、第11条（デポジット）、第12条第2項（遺失物の規定による記名式manacaの失効）、同条第3項（失効したmanacaのデポジット・金銭的価値等の取扱い）、第15条（チャージ）、第16条（SF（現金）残額の確認）、第19条（無効となる場合）、第20条（紛失再発行）、第21条（障害再発行）、第25条（払い戻し）、その他manacaの取扱いを定めた規定は、電子マネー取引における電子マネーの取扱いについて、準用するものとします。

(他社加盟店における電子マネーの利用)

第11条 manaca取扱規則第27条第3項に定める加盟店（以下「他社加盟店」といいます。）におけるmanaca及び電子マネーの取扱いは、manaca加盟店におけるmanaca及び電子マネーの取扱いに準じ、この規則に基づくものとします。ただし、他社加盟店における取対対象外商品等については、第7条の規定にかかわらず、当該加盟店の取扱いに準じるものとします。

別表 サービスマーク

manaca

ICカード乗車券取扱規則

名古屋鉄道株式会社

第1編 総則

(目的)

第1条 この規則は、名古屋鉄道株式会社（以下「当社」という。）による、ICカードを媒体とした乗車券（以下「ICカード乗車券」という。）および旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 当社において旅客の運送等を行うICカード乗車券は、次の各号のとおりとする。
第1条 株式会社エムアイシー（以下「エムアイシー」という。）及び株式会社名古屋交通開発機構（以下「開発機構」という。）が発行者となる「manaca」（開発機構が発行者のものには「マナカ」と表記する場合がある。）
第2条 東海旅客鉄道株式会社（以下「JR東海」という。）が発行者とする「TOICA」
第3条 北海道旅客鉄道株式会社が発行者とする「Kitaca」
第4条 北日本旅客鉄道株式会社が発行者とする「Suica」及び「Welcome Suica」
第5条 東京メトロ有価証券株式会社が発行者とする「orレールSuica」
第6条 東海臨海高速鉄道株式会社が発行者とする「りんかんSuica」
第7条 株式会社バモが発行者とする「PASMO」及び「PASMO PASSPORT」
第8条 西日本旅客鉄道株式会社が発行者とする「ICOCA」
第9条 株式会社スルッとKANSAIが発行者とする「PiTaPa」及び地方公共団体等乗車証付IC乗車券
第10条 株式会社ニモカが発行者とする「nimoca」
第11条 福岡市が発行者とする「はやかけん」
第12条 九州旅客鉄道株式会社が発行者とする「SUGOCA」
第2条 前項に規定するICカード乗車券による旅客の運送等については、この規則の定めるところによる。

第3条 前項にかかわらず、次の各号に規定するICカード乗車券においては、それぞれに掲げる取扱いが行われない。
第1条 第1項第1号に規定するICカード乗車券のうち開発機構が発行者する「マナカ」
ア 第10条及び第30条（発行）。ただし、第30条のうち開発機構が発行者する「マナカ」への定期乗車券の付加を行う。
イ 前定条件の対象利用者に対して発行される「割引用マナカ」においては、その一切の取扱い。
第2条 第1項第2号に規定するICカード乗車券のうち別に定める一体型manaca
ア 第10条（発行）
イ 第22条、第23条、第41条及び第42条（再発行）。ただし、各条に定める再発行整理業務交付手続きは行う。
ウ 第24条及び第43条（ICカード乗車券の交換）
エ 第26条第1項及び第45条第2項（払い戻し）
第3条 第1項第2号から第12号までに規定するICカード乗車券
ア 第5条第11項第3号（使用方法及び利用制限）
イ 第10条及び第30条（発行）
イ 第12条及び第32条（ポイント還元）
エ 第13条及び第33条（SF（現金）残額、SF（ポイント）残高及びセンターポイント残高の確認）。ただし、各条のうち、SF（現金）残額の確認及び残額履歴の表示または印字を行うが、manaca取扱事業者内のSF（現金）残額履歴以上については、表示及び印字できないものがある。

オ 第16条及び第36条（SF（ポイント）

- カ 第18条第2項及び第38条第2項（再印字）
- キ 第9条第2項（改氏名による記名式ICカードの書替）
- ク 第22条及び第41条（紛失再発行）
- ク 第23条及び第42条（障害再発行）
- コ 第24条及び第43条（ICカード乗車券の交換）
- サ 第26条第1項及び第45条（払い戻し）
- シ 第27条（ICカード乗車券の変更）
- ス 第48条（乗継割引）
- セ 第50条（manacaマイレージポイントの付与）
- (4) 前号にかかわらず、第1項第2号から第12号までに規定するICカード乗車券のうち、割引旅客運賃を適用するICカード乗車券並びに一部のICカード乗車券においては、その一切の取扱い。
- (5) 第3号にかかわらず、第1項に定めるICカード乗車券のうち、携帯電話等を媒体としたもの
- ア 第3号アからセ
- イ 第11条及び第31条（チャージ）
- イ 第13条及び第33条（SF（現金）残額、SF（ポイント）残高及びセンターポイント残高の確認）
- エ 第5条第7項（使用方法及び制限事項）
- 4 開発機番が発行する「mana」においては、第22条、第23条、第24条、第41条、第42条または第43条の規定により再発行または交換を行う場合は、新たに発行するICカード乗車券はエムアシーが発行する「manaca」とし、再発行または交換後の取扱いはエムアシーの定めるところによる。
- 5 この規則が改定された場合、以後のICカード乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。
- 6 この規則に定める事項については、法令、当社が定める旅客営業規則（以下「旅客営業規則」という。）及び第2条第1項各号に定める当該ICカード乗車券の発行事業者（以下「IC発行事業者」という。）が定めるICカード乗車券の利用について規定したもの（以下「IC発行事業者規則」という。）等の定めるところによる。

（用語の意義）

- 第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 「manaca取次事業者」とは、当社及び別表第1号に規定する事業者という。
- (2) 「SF（現金）」とは、専ら旅客運賃等の支払ひや乗車券類との引換えに充当する、チャージしたICカード乗車券に記録された金銭的価値をいう。
- (3) 「チャージ」とは、ICカード乗車券に入金することをいう。
- (4) 「manacaマイレージポイント」とは、エムアシー及び開発機番が定めるmanacaマイレージポイントについて規定するもの（以下「マイレージポイント取扱い規則」という。）の定めにしたがって付与されるセンターポイント及びSF（ポイント）をいう。
- (5) 「センターポイント」とは、manacaマイレージポイントのうち、エムアシー及び開発機番が管理するセンターシステムに記録されるものをいう。
- (6) 「SF（ポイント）」とは、manacaマイレージポイントのうち、ポイント還元によりICカード乗車券に記録されるものをいう。
- (7) 「ポイント選別」とは、センターポイントをSF（ポイント）としてICカード乗車券に移行することをいう。
- (8) 「ICSFカード」とは、SF（現金）またはSF（ポイント）により旅客の運送等に供するICカード乗車券をいう。
- (9) 「無記名式ICカード」とは、券面に使用者の記名を行わない、持参人の使用に供するICカード乗車券をいう。
- (10) 「記名式ICカード」とは、券面に使用者の記名を行い、かつカードに使用者の氏名、性別、生年月日及び電話番号を記録した、記名本人の使用に供するICカード乗車券をいう。ただし、券面に使用者の記名を行わないICカード乗車券であって、IC発行事業者規則の定めるところにより、記名式ICカードとして取扱うことがある。
- (11) 「一体型manaca」とは、別に定める身分証明機能とmanacaに関する機能を一体化したICカードをいう。
- (12) 「大人用ICカード」とは、大人の使用に供する記名式ICカードをいう。
- (13) 「小児用ICカード」とは、記名人が小児であって券面に小児の表示を行った、小児の使用に供する記名式ICカードをいう。ただし、券面に小児の表示を行わないICカード乗車券であって、IC発行事業者規則の定めるところにより、小児用ICカードとして取扱うことができる。
- (14) 「IC定期乗車券」とは、記名式ICカードにmanaca取次事業者の定期乗車券の機能を付加したICカード乗車券をいう。
- (15) 「大人用IC定期乗車券」とは、大人の使用に供するIC定期乗車券をいう。
- (16) 「小児用IC定期乗車券」とは、小児の使用に供するIC定期乗車券をいう。
- (17) 「デジボット」とは、返却することを条件に、IC発行事業者が収受するICカード乗車券の使用権の代価をいう。
- (18) 「乗車券類」とは、SF（現金）と引換えに発券する普通乗車券、特別割引回数券、特別回数券、入場券、普通手回り品符及び当しが別記するものをいう。
- (19) 「自動改札機等」とは、ICカード乗車券の改札を行う機器をいう。
- (20) 「バスリダー・ライタ（R/W）」とは、バス事業者の車両内外に設置した装置で、乗車処理をするために設置したもの（以下「乗車R/W」という。）と降車処理をするために設置したものを（以下「降車R/W」という。）をいう。ただし、車両より1つのバスリダー・ライタ（R/W）で降車処理をするものもある。
- (21) 「市地下鉄線」とは、名古屋高速鉄道線路をいう。

（契約の成立及び適用事項）

- 第4条 ICカード乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に自動改札機等による改札を受けたときに旅客と当社の間において成立する。ただし、IC定期乗車券における定期乗車券にかかわる運送契約は、その定期乗車券を発売したときに成立する。
- 第5条 第7項第1号の規定により乗車券類との引換えに使用する場合の運送契約は、その契約に関する証券の交付を受けたときに成立する。
- 3 前項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

（使用方法及び制限事項）

- 第5条 ICカード乗車券を使用して乗車するときは、自動改札機等による改札を受けて入場し、同一のICカード乗車券により自動改札機等による改札を受けて、出場しなければならぬ。
- 2 前項の規定によるほか、JR東海との共同使用（豊橋駅または弥富駅）においては、次の各号による改札を受けなければならない。
- (1) 豊橋駅において、当社とJR東海とを相互に利用する場合は、ホーム設置の「C」のりかえ改札機」による改札
- (2) 弥富駅において、当社または当社とJR東海とを相互に利用する場合は、ホーム設置の「C」のりかえ改札機」による改札
- 3 出場時にSF（現金）残額またはSF（ポイント）残高もしくはその合計が減額する運賃相当額に満たないときは、出場することはできない。この場合、不足額を上乗せした金額またはポイント還元もしくはその両方を行うことにより、出場するものとする。
- 4 乗車以外の目的で、駅に入場することはできない。
- 5 記名式ICカードは、当該記名式ICカードに記録された記名本人以外が使用することはできない。ただし、当社が別に定める持参人式IC定期券等を使用する場合は、この限りでない。
- 6 同一の乗車につき、他の乗車券等と同時に使用することはできない。
- 7 前号項の規定にかかわらず、ICカード乗車券は、次の各号により使用することができる。
- (1) ICカード乗車券を処理する機器のうち別表第2号に規定する機器によりICカード乗車券に記録されたSF（現金）を乗車券類との引換えにできる。この場合、引き換えた乗車券類は、現金で購入した場合の効力を有するものとし、その取扱いは旅客営業規則等の定めるところによる。
- (2) ICカード乗車券以外の乗車券で旅行を開始し券面表示区間外から乗車した場合に、ICカード乗車券のSF（現金）による精算に使用する。
- 8 ICカード乗車券のSF（現金）またはSF（ポイント）を使用して定期乗車券、別のICカード乗車券及び当社が別に定める乗車券等との引換えはできない。
- 9 10円未満のSF（現金）または10ポイント未満のSF（ポイント）は、旅客運賃等に充当することはできない。
- 10 入場時に使用したICカード乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該ICカード乗車券が再び入場することはできない。
- 11 次の各号のいずれかに該当するときは、ICカード乗車券は直接自動改札機等で使用できないことがある。
- (1) 旅客が、出場時に自動改札機等で旅客運賃の減額ができない経路を乗車したとき。
- (2) ICカード乗車券の破損、自動改札機等の故障または停電等により自動改札機等によるICカード乗車券の内部の読取りが不能となったとき。
- (3) 記名式ICカードにおいて、自動改札機等で乗車もしくは出場したSF（現金）、SF（ポイント）もしくは定期乗車券の使用またはSF（現金）のチャージもしくはポイント還元の際の取扱いを行った日の翌日を起算日として、6箇月間これらの取扱いが行われなかったとき。
- (4) 一体型manacaもしくはは提携先の都合により、当該ICカード乗車券が使用できない状態となったとき、または有効期間が終了したとき。
- 12 小児用ICカードは、有効期間が終了した後は使用することができない。
- 13 偽造、変造または不正に作成されたICカード乗車券、SF（現金）、SF（ポイント）または定期乗車券の機能を使用することはできない。

（個人情報の取扱い）

第6条 情報式ICカードにかかわる個人情報の取扱いは、IC発行事業者規則の定めによる。

（旅客の同意）

第7条 旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつこれに同意したものとす。

（取扱区間）

第8条 当社におけるICカード乗車券の取扱区間（以下「当社ICカード乗車券取扱区間」という。）は、別に定める場合を除き、蒲郡線三河高羽・蒲郡間及び広見線明神・御高間を除く全線とする。

（制限または停止）

- 第9条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、当社が必要であると認めたときは、次の各号に掲げる制限または停止を行うことができる。
- (1) 発売、再発行等の箇所、枚数、時間、方法の制限もしくは停止
- (2) 乗車区間、乗車経路、乗車方法または乗車する列車の制限
- 2 前項に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負わない。

第2編 ICSCFカード

第1章 発売

（発売）

- 第10条 ICSCFカードは、エムアシーが定めるmanaca取扱い規則の定めにより無記名式ICカード及び記名式ICカードを発売する。
- 2 ICSCFカードは、当社の出社係員配属駅（蒲郡駅及び赤池駅を除く。ただし、赤池駅では開発機番が発行する「mana」を発売する。）、名称名古屋サービスセンター、ICカード乗車券発売機付随自動券売機、当社が発売委託した事業所のICカード乗車券発売窓口等（以下「発売窓口」という。）で発売する。

（チャージ）

- 第11条 ICSCFカードは、IC発行事業者規則の定めにより、ICカード乗車券を処理する機器のうち別表第3号に規定する機器によりチャージすることができる。
- 2 ICSCFカードを使用して乗車し、出場時にSF（現金）残額またはSF（ポイント）残高もしくはその合計が減額する運賃相当額に満たない場合は、別表第3号に規定する機器によりチャージすることができる。

（ポイント還元）

- 第12条 ICSCFカードは、マイレージポイント取扱い規則の定めにより、ICカード乗車券を処理する機器のうち別表第3号に規定する機器によりポイント還元することができる。
- (SF（現金）残額、SF（ポイント）残高及びセンターポイント残高の確認)
- 第13条 ICSCFカードのSF（現金）残額、SF（ポイント）残高及びセンターポイント残高は、ICカード乗車券を処理する機器のうち別表第4号に規定する機器により確認することができる。
- 2 ICSCFカードのSF（現金）残額履歴及びSF（ポイント）残高履歴の表示または印字は、IC発行事業者規則の定めにより、ICカード乗車券を処理する機器のうち別表第3号に規定する機器により確認することができる。

第2章 運賃

（運賃の減額）

- 第14条 旅客がICSCFカードを使用して乗車する場合、出場時に当該乗車区間の大人片道普通旅客運賃を減額する。ただし、小児用ICカードにあっては、小児用普通旅客運賃を減額する。
- 2 前項で減額するときに、乗車経路が特定できない場合は、実際に乗車した経路と異なる経路を乗車したものとみなして運賃を減額することができる。

（市地下鉄線を含む区間を乗車する場合の運賃の減額）

- 第15条 旅客がICSCFカードを使用して入場した後、接続駅で改札を受けずに市地下鉄線の前または中に含む区間を乗車する場合、出場時に減額する旅客運賃は、各局所で定められた大人片道普通旅客運賃の計算方法による運賃の合算額とする。また、小児用ICカードから減額する旅客運賃にあっては、各局所で定められた大人片道普通旅客運賃を計算する経路による小児片道普通旅客運賃の合算額とする。
- 2 前項で減額するときに、乗車経路が特定できない場合は、実際に乗車した経路と異なる経路を乗車したものとみなして運賃を減額することができる。
- 3 別に定める連絡特等旅客運賃を適用する区間を乗車する場合は、出場時に連絡特等旅客運賃を減額する。

(参考)

連絡特定普通旅客運賃の適用区間

〔名古屋至高速度鉄道との連絡運輸について〕 第11項第2号

(SF (ポイント))

第16条 第14条または前条の規定により運賃の減額をする場合で、ICSFカード内にSF (ポイント) 残高がある場合は、マイルレゾポイント取扱規則の定めにより1ポイント1円相当として10ポイント単位で運賃の支払いに充当することができる。この場合、SF (ポイント) はSF (現金) に優先して充当する。

2 SF (ポイント) は、第5条第7項に規定する取扱いに使用することはできない。

第3章 効力

(効力)

第17条 当社ICカード乗車券取扱区間内を、ICSFカードを使用して乗車する場合の効力は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 旅客乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効なものとする。この場合、ICSFカード1枚をもって1人が使用することができる。なお、無記名式ICカードから大人片道普通旅客運賃を減額するこのことを承諾して使用する場合には、小児1人1人使用することができる。

(2) 入場後は、当日限り有効とする。

(3) 途中下車の取扱いはない。

(記名式ICカードの再印字)

第18条 記名式ICカードは、その券面に表示すべき事項 (以下「券面表示事項」という。) が不明となつたときは、使用してはならない。

2 前項の場合、速やかに当該カードを当社に差し出して、券面表示事項の再印字を請求しなければならない。

(改氏による記名式ICカードの書替)

第19条 旅客が記名式ICカードに記録された氏名を改めた場合は、当該記名式ICカードを使用することができない。

2 前項の場合、旅客は速やかに当社が定める個人情報変更申込書及び当該記名式ICカードを当社に差し出して、氏名の書替を請求しなければならない。

(無効となる場合)

第20条 ICSFカードは、次の各号のいずれかに該当する場合は、IC発行事業者規則の定めにより無効として回収する。この場合、ICカード乗車券及びセンターシステムに記録されている一切の金融的価値、デジビット、乗車券等、特異並びにその他付するサービス等は没却しない。

(1) 旅行開始後のICSFカードを他人から譲り受けて使用した場合

(2) 係員の承認なく自動改札機等による改札を受けずに入出場した場合

(3) 記名式ICカードを別に定める場合を除き、記名人以外の者が使用した場合

(4) 券面表示事項が不明となつた記名式ICカードを使用した場合

(5) 使用資格、氏名、生年月日、性別または電話番号を偽って購入した記名式ICカードを使用した場合

(6) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合

(7) 偽造、変造または不正に作成されたICSFカードもしくはSF (現金) またはSF (ポイント) を使用した場合

(8) 旅客の故意または重大な過失によりICSFカードが障害状態となつたと認められる場合

(9) その他運賃を免れる手段として使用した場合

(無効ICSFカード使用に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第21条 前条より無効なICSFカードの使用を認めた場合は、旅客営業規則等の定めにより普通旅客運賃及び増運賃を収受する。

第4章 再発行・交換

(紛失再発行)

第22条 無記名式ICカードの盗難、紛失等 (以下「紛失」という。) による再発行はできない。

2 記名式ICカードの記名人が当該記名式ICカードを紛失した場合において、当社が定める再発行申請書を提出したときは、IC発行事業者規則の定めにより使用停止措置と再発行するために必要な帳票 (以下「再発行整理票」という。) を交付する手続きをした後、再発行の取扱いを行わなければならない。

3 紛失再発行の取扱いを行った後に、紛失した記名式ICカードが発見された場合で、IC発行事業者が当該記名式ICカードにつきデジビットを収受している場合、デジビットの取扱いはIC発行事業者規則の定めによる。

(障害再発行)

第23条 ICSFカードがその破損等によって所定の機器で使用できない場合で、当社が定める再発行申請書を提出したときは、IC発行事業者規則の定めにより再発行整理票を交付する手続きをした後、再発行の取扱いを行わなければならない。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。

(1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

(2) 旅客の故意または重大な過失によりICSFカードが障害状態となつたと認められ、第20条第8号により無効となつた場合

(ICカード乗車券の交換)

第24条 当社及びIC発行事業者の都合により、旅客が使用しているICSFカードを、当該ICSFカード表面とは異なるデザインOICSFカードまたは当該ICSFカード裏面に刻印されたものと異なるカード番号のICSFカードに予告なく交換することができる。

2 外形型manacaを使用する旅客が、有効期間の別または登録されている個人情報の変更等により一体系manacaの交換をする場合の取扱いは、別途定めるところによる。

(免責事項)

第25条 ICカード乗車券の交換または再発行により、ICSFカード表面とは異なるデザインOICSFカードまたはICSFカード裏面に刻印されたものと異なるカード番号OICSFカードを発行したことは、IC発行事業者規則の定めにより、当社はその責めを負わない。

2 紛失した記名式ICカードの払い戻しやSF (現金) またはSF (ポイント) の使用等で生じた旅客の損害については、当社はその責めを負わない。

3 一体系manacaについて、提携先に起因する旅客の損害または提携先のサービス機能にかかわる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

第5章 払い戻し

(払い戻し)

第26条 旅客が、ICSFカードが必要となく、当社が定める払い戻し申請書を提出したときは、IC発行事業者規則の定めにより払い戻しを行う。

ただし、無記名式ICカードの場合は、払い戻し申請書の提出を必要としない。

2 第5条第7項1号の規定によりICSFカードにより引き換えられた乗車券の払い戻しを行う場合 (譲渡する払い戻しを含む。) は、旅客営業規則等の定めにより現金で行うこともできる。

第6章 特殊取扱い

(ICカード乗車券の変更)

第27条 旅客が無記名式ICカードを差し出して、記名式ICカードへの変更を申し出た場合または旅客が記名式ICカードを差し出して、他の種類の記名式ICカードへの変更を申し出た場合は、IC発行事業者規則の定めによりICカード乗車券の変更を行う。なお、記名式ICカードから無記名式ICカードへの変更はできない。

2 旅客がIC発行事業者規則の定めによる有効期間終了後の小児用ICカードを差し出して、大人用ICカードへの変更を申し出た場合は、IC発行事業者規則の定めによりICカード乗車券の変更を行う。

(同一駅で出場する場合)

第28条 旅客は、ICSFカードを使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅へ戻乗する場合は、改札及び乗車券が現状線を1周した場合は、實際乗車区間の運賃相当額を支払い、当該ICSFカードの発駅情報の消去処理を受けなければならない。

2 旅客は、ICSFカードを使用して入場した後、乗車せずに同一駅で出場する場合は、当該入場駅の入場料金を支払い、当該ICSFカードの発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(列車の運行不能の場合の取扱い)

第29条 旅客は、自動改札機等による改札を受け入場した後、列車が運行不能となつた場合は、次の各号のいずれかに定める取扱いを選択のうえ請求することができる。

(1) 発駅まで無賃送還をするとき

乗車区間の運賃は取受せず、無賃送還後、発駅での出場時に当該ICカード乗車券の発駅情報の消去処理を行う。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、次号に規定する取扱いを適用する。

(2) 発駅に至る途中駅まで無賃送還したときは当該駅で旅行を中止したとき

発駅から途中駅または当該駅までの当該旅客の区分における運賃相当額を、途中駅または当該駅においてICカード乗車券から減額する。

2 当社が不通区間に対してバスによる代行輸送または他社社による振替輸送を行う場合のICカード乗車券の取扱いは、別途定めるところによる。

第3編 IC定期乗車券

第1章 発売

(発売)

第30条 旅客が定期乗車券の購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、旅客営業規則の定めにより定期乗車券を発売する。この場合、大人用定期乗車券は大人用ICカードに、小児用定期乗車券は小児用ICカードに定期乗車券の機能を付加する。ただし、別に定める実用定期乗車券を除く。

2 無記名式ICカードに定期乗車券の機能を付加するときは、当該無記名式ICカードを記名式ICカードに変更し、前項の取扱いを行う。

3 前項によるほか、磁気定期乗車券の情報をICカード乗車券に付加することができる。ただし、当社ICカード乗車券取扱区間及び当社ICカード乗車券取扱区間と豊橋鉄道株式会社運線との連絡定期乗車券に限る。

4 前項に定める付加を行った後、磁気定期乗車券への変更はできない。

5 IC定期乗車券を継続して発売する場合は、付加された定期乗車券が当社で発行されたものにも限り取扱う。

(チャージ)

第31条 IC定期乗車券は、IC発行事業者規則の定めにより、ICカード乗車券を処理する機器のうち別表第3号に規定する機器によりチャージすることができる。

2 IC定期乗車券を使用して乗車し、出場時に精算が生じ、かつSF (現金) 残額またはSF (ポイント) 残高もしくはその合計が減額する運賃相当額に満たない場合は、ICカード乗車券を処理する機器のうち別表第3号に規定する機器によりチャージすることができる。

(ポイント還元)

第32条 IC定期乗車券は、マイルレゾポイント取扱規則の定めにより、ICカード乗車券を処理する機器のうち別表第3号に規定する機器によりポイント還元することができる。

(SF (現金) 残額、SF (ポイント) 残高及びセンターポイント残高の確認)

第33条 IC定期乗車券のSF (現金) 残額、SF (ポイント) 残高及びセンターポイント残高は、ICカード乗車券を処理する機器のうち別表第4号に規定する機器により確認することができる。

2 IC定期乗車券のSF (現金) 残額履歴及びSF (ポイント) 残高履歴の表示または印字は、IC発行事業者規則の定めにより、ICカード乗車券を処理する機器のうち別表第3号に規定する機器により確認することができる。

第2章 運賃

(運賃の減額)

第34条 旅客がIC定期乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場する場合の取扱いは次の各号に定めるとおりとする。

(1) 有効期間内でも券面表示区間内から入場した後、券面表示区間外の任意の駅まで乗車し、出場する場合は、別途乗車となる区間について、第14条の規定に基づく運賃相当額を減額する。ただし、この場合であつて、別途乗車となる区間の運賃相当額と實際乗車区間の運賃相当額とを比較して、實際乗車区間の運賃相当額の方が低額、あるいはこれらが同額となる場合にあつては、實際乗車区間の運賃相当額を減額するものとする。

(2) 有効期間内でも券面表示区間外から入場した後、券面表示区間の任意の駅まで乗車し、出場する場合は、別途乗車となる区間について、第14条の規定に基づく運賃相当額を減額する。ただし、この場合であつて、別途乗車となる区間の運賃相当額と實際乗車区間の運賃相当額とを比較して、實際乗車区間の運賃相当額の方が低額、あるいはこれらが同額となる場合にあつては、實際乗車区間の運賃相当額を減額するものとする。

3 有効期間内でも券面表示区間外の駅間をまたは券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降において乗車する場合は、實際乗車区間または別途乗車となる区間の運賃相当額を減額する。

(市地下鉄線を含む区間を乗車する場合の運賃の減額)

第35条 旅客がIC定期乗車券を使用して入場した後、市地下鉄線の前または中間を含む区間を乗車し、出場する場合は、取扱いは前条の規定を準用する。

2 前項の規定により出場時に減額する取扱いの運賃相当額相当額は、第15条の規定による。

(SF (ポイント))

- 第36条 第34条または前条の規定により運賃の減額をする場合で、IC定期乗車券内にSF (ポイント) 残高がある場合は、マイルージポイント取扱規則の定めにより1ポイント1円相当として10ポイント単位で運賃の支払いに充当することができる。この場合、SF (ポイント) はSF (現金) に優先して充当する。
- 2 SF (ポイント) は、第5条第7項に規定する取扱いに使用することはできない。

第3章 効力

(効力)

第37条 第30条の規定により発売した定期乗車券は旅客営業規則等の定めにより取り扱う。

- 2 SF (現金) をチャージした、あるいはSF (ポイント) を還元したIC定期乗車券を、定期乗車券の券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降に使用し、当該ICカード乗車券取扱区間内を乗車する場合の効力は、次の各号に掲げるおとりとする。
- 1) 当該乗車区間において、并道1回の乗車に限り有効なものとす。
 - 2) 入場後は、当日限り有効とする。
 - 3) 途中下車の取扱いはない。

(再印字)

第38条 IC定期乗車券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用してはならない。前条の場合、速やかに当該IC定期乗車券を当社に差し出して、券面表示事項の再印字を請求しなければならない。

(無効となる場合)

第39条 IC定期乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。この場合、ICカード乗車券及びセンサシステムに記録されている一切の金銭的価値、デジジェット、乗券券等、特典並びにその他付帯するサービス等は返却しない。

- 1) 券面表示区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場した場合
- 2) 係員の承諾なく自動改札機等による改札を受けずに乗車した場合
- 3) IC定期乗車券を別に定める場合を除き、記名人以外の者が使用した場合
- 4) 券面表示事項が不明となったIC定期乗車券を使用した場合
- 5) 使用資格、氏名、生年月日、性別または電話番号を偽って購入したIC定期乗車券を使用した場合
- 6) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合
- 7) 当社の旅客営業規則等に定める定期乗車券が無効となる事項に該当する場合
- 8) 偽造、変造または不正に作成されたIC定期乗車券もしくはSF (現金) またはSF (ポイント) を使用した場合
- 9) 旅客の故意または重大な過失によりIC定期乗車券が障害状態となったと認められる場合
- 10) その他運賃を免れる手段として使用した場合

(無効IC定期乗車券使用に対する旅客運賃及び増運賃の取扱い)

第40条 前条の規定に該当した場合、旅客営業規則等の定めにより普通旅客運賃及び増運賃を収受する。

第4章 再発行・交換

(紛失再発行)

第41条 IC定期乗車券の記名人が当該IC定期乗車券を紛失した場合で、当社が定める再発行申請書を提出したときは、第22条の規定に準じて取り扱う。

(障害再発行)

第42条 IC定期乗車券の破損等によって所定の機器で使用できない場合で、当社が定める再発行申請書を提出し、かつ当該IC定期乗車券を呈示したときは、第23条の規定に準じて取り扱う。

(ICカード乗車券の交換)

第43条 当社及びIC発行事業者の都合により、旅客が使用しているIC定期乗車券を、当該IC定期乗車券表面とは異なるデザインの新IC定期乗車券または当該IC定期乗車券表面に印刷されたものと異なるカード番号のIC定期乗車券に予告なく交換することができる。

2 一体型manacaを使用する旅客が、有効期間の到来または登録されている個人情報の変更等により一体型manacaの交換をする場合の取扱い、別に定めることによる。

(免責事項)

第44条 ICカード乗車券の交換または再発行により、当該IC定期乗車券表面とは異なるデザインのIC定期乗車券または当該IC定期乗車券表面に印刷されたものと異なるカード番号のIC定期乗車券を発行したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

2 紛失したIC定期乗車券の払い戻しやSF (現金) またはSF (ポイント) の使用等で生じた旅客の損害については、当社はその責めを負わない。

3 一体型manacaについて、提携先に起因する旅客の損害または提携先のサービス機能にかかわる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

第5章 払い戻し

(払い戻し)

第45条 旅客が、IC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、当社が定める払い戻し申請書とともに発売駅所に提出し、かつ公的証明書の提示により当該IC定期乗車券の記名人本人であること、を証明した場合は、定期乗車券の払い戻しを請求することができる。この場合、旅客営業規則等に定める払い戻し、IC定期乗車券から定期乗車券の換領の定めは適用する。

2 旅客が、IC定期乗車券の機能が不要となり、当社が定める払い戻し申請書とともに発売駅所に提出し、かつ公的証明書の提示により当該IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則等に定める定期乗車券の払い戻し及びIC発行事業者規則の定めによる記名式ICカードの払い戻しをそれぞれ行う。この場合の払い戻し額は、定期乗車券とSF (現金) を別に算出する。

3 前各条の取扱いを行う定期乗車券は、当社が発行したものに限り。

第6章 特殊取扱い

(同一駅で出場する場合)

第46条 旅客が、IC定期乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合の取扱いは、次の各号に規定するおとりとする。

- 1) 有効期間内で券面表示区間外から入場した後、券面表示区間外の任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合及び乗車経路が環状線を1周した場合は、別途乗車となる区間の運賃相当額を支払い、当該IC定期乗車券の発券情報の消去処理を受けなければならない。

- 2) 券面表示区間外の駅または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降に外へ入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は乗車経路が環状線を1周した場合は、実際乗車区間または別途乗車となる区間の運賃相当額を支払い、当該IC定期乗車券の発券情報の消去処理を受けなければならない。

2 券面表示区間外の駅または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降に外へ入場した後、乗車せずに同一駅で出場する場合は、当該入場駅の入場料金を支払い、当該IC定期乗車券の発券情報の消去処理を受けなければならない。

(列車の運行不能の場合の取扱い)

第47条 券面表示の有効期間内のIC定期乗車券を所持し、券面表示区間内を乗車する旅客が、自動改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、旅客営業規則等に定める定期乗車券の取扱いによる。

- 2) SF (現金) をチャージし、またはSF (ポイント) を還元したIC定期乗車券を所持し券面表示区間外を乗車する場合はまた券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降に乗車する旅客が、自動改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、第29条の規定により取り扱う。

第4編 ICカード乗車券に対する特殊取扱い

第1章 乗継割引

(乗継割引)

第48条 旅客がICカード乗車券を使用して当該ICカード乗車券取扱区間と、名鉄バス株式会社で定めるICカード乗車券取扱路線(以下「名鉄バス線」という。)を90分以上乗り継いで乗車した場合、第14条もしくは第15条または第34条もしくは第35条に規定する運賃から次の各号による額を差し引くものとする。

(1) 無記名式ICカード及び大人用ICカードにおいては80円

(2) 小児用ICカードにおいては40円

2 前条の取扱い、は、連続する一対の乗車に適用し、第1乗車目と乗継割引の権利を付与され、第2乗車目までの権利を行使することができる。

3 IC定期乗車券の有効期間内に券面表示区間内の駅相互間において利用する場合であつて、これを前項における第1乗車または第2乗車とみなすものとする。また、第36条の規定により運賃を減額する場合にあっては、その減額した区間についても同様とみなすものとする。

4 前各項における乗継割引は、次の各号により適用するものとする。

(1) 権利の付与

ICカード乗車券を次に使用し、第1乗車分の運賃金額がICカード乗車券から差し引かれている場合に、その第1乗車で使用したICカード乗車券に割引権利を付与する。

ア ICSFカードを使用し、直接自動改札機等による改札を受けて乗車及び降車をする場合

イ IC定期乗車券を使用して乗車した場合で、第34条第1項第2号、第2号ただし書き及び第3号の規定による運賃の減額をした場合

ウ 市地下鉄線との相互直通運転により、接続駅で改札を受けずに2乗車を乗車する場合は、接続駅で一旦出場し再入場したのとして、権利を付与する。

(2) 割引の適用

第1乗車に連続して行われる第2乗車において、ICカード乗車券を次に使用し、第2乗車分の運賃金額がICカード乗車券から差し引かれる場合に、第1項に規定する額を差し引くものとする。なお、割引が適用された第2乗車を第1乗車とみなして割引を適用することはできない。

ア ICSFカードを使用し、直接自動改札機等による改札を受けて乗車及び降車をする場合

イ IC定期乗車券を使用して乗車した場合で、第34条第1号ただし書き、第2号及び第3号の規定による運賃の減額をした場合

IC割引を適用するための基準時間は、次に規定する取扱いを行ったときの時刻とする。

ア 当該ICカード乗車券取扱区間内の乗車かつ乗車

(イ) 当該ICカード乗車券取扱区間内での権利付与は、自動改札機等により乗車駅を入場したとき

(ロ) 名鉄バス線での割引の適用は、乗車R/Wを使用したとき

(ハ) 当該ICカード乗車券取扱区間内の乗車かつ乗車の場合

(ニ) 名鉄バス線での権利付与は、降車R/Wを使用したとき

(ホ) 当該ICカード乗車券取扱区間内での割引の適用は、自動改札機等により乗車駅を入場したとき

(4) 適用する区分

第1乗車と第2乗車で適用する運賃の条件については、同一に限る。

5 前各条の規定にかかわらず、次の各号による取扱いを行う場合は、乗継割引の権利付与及び割引適用を行わず、

(1) 改札を受けたあと、入場を取り消す処理を行う場合

(2) 名鉄バス線において、ICSFカードから2名以上の運賃を減額する場合

(免責事項)

第49条 自動改札機等の機器障害、輸送障害または運営上の場合により、前条に規定される取扱いが行われなかった場合であっても、当社はその責めを負わない。

2 天災地変、停電、通信事業者の通信設備障害またはコンピュータシステム異常等の不可抗力により、やむを得ず前条に規定される取扱いが行われなかった場合であっても、当社はその責めを負わない。

3 その他、manaca取扱事業者の責任に帰することができない事由により、前条に規定される取扱いが行われなかった場合であっても、当社はその責めを負わない。

第2章 manacaマイルージポイント

(manacaマイルージポイントの付与)

第50条 ICカード乗車券を使用して、自動改札機等による改札を受けて入場し、同一のICカード乗車券で自動改札機等による改札を受けて出場した場合であつて、その運賃の支払いにICカード乗車券のSF (現金) が充当された場合、当月内におけるその運賃の支払いに充当されたSF (現金) に対して、次の各号の付与基準によりマイルージポイント取扱規則に定めるmanacaマイルージポイントを計算する。

(1) 利用金額に対して、当月内におけるSF (現金) の利用金額に対して、次のとおり計算する。

	当月内のSF (現金) 利用金額	付与率
ア	0円～2,000円の部分	0%
イ	2,001円～5,000円の部分	1%
ウ	5,001円～10,000円の部分	2%
エ	10,001円～20,000円の部分	3%
オ	20,001円以上の部分	4%

(2) 平日昼間利用ボーナスポイントは、当月内の平日昼間帯におけるSF (現金) の利用金額に對して、次のとおり計算する。

	当月内の平日昼間帯SF(現金)利用金額	付与ポイント
ア	5,000円以上	100ポイント
イ	10,000円以上	300ポイント
ウ	20,000円以上	1,500ポイント

- 前項各号における当月内とは暦日とし、毎月1日から月末までの間における同一のICカード乗車券による利用をその対象とする。
- 第1項第2号における平日昼間帯とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びにこれらの日に適用するダイヤにより運行する日以外における午前10時から午後4時までの乗車をその対象とする。
- 第1項各号に規定するmanacaマイレージポイントは、各号毎に計算を行い、計算上生じる10ポイント未満のポイントを切り捨てた上で各号を合算し、付与するものとする。
- 第5条第7項の取扱いに使用する場合は、第1項各号に規定するポイント付与の対象とはならない。
- IC定期乗車券の有効期間内で券面表示区間内を乗車する場合は、第1項各号に規定するmanacaマイレージポイントの付与対象とはならない。
- 前各項にかかわらず、当社鉄道の利用促進を図るため、利用状況や属性等に応じて期間限定のmanacaマイレージポイントを付与することがある。この場合の付与方法や付与基準については、その実施時に別途定める。

第5編 その他共通取扱い

(運用方法)

- 第51条 当社におけるICSFカード及びIC定期乗車券の利用日、利用金額への算入、利用回数への算入等の日付については、午前3時から26時59分59秒(翌日午前2時59分59秒)を当日とする。
- センターシステムで取扱いを行うICカード乗車券の利用日、センターポイントの付与、失効、再発行登録、再発行等については、暦日(午前0時から24時)を当日として取り扱う。また、再発行登録、再発行およびポイント還元などセンターシステムを介する取扱いは、午前5時から25時(翌日午前1時)の間のみ行うものとする。

別表第1号(第3条第1号)

愛知高速交通株式会社
豊橋鉄道株式会社
名古屋ガイドウェイバス株式会社
名古屋市内交通局
名古屋臨海高速鉄道株式会社
名鉄バス株式会社

別表第2号(第5条第6項第1号)

自動券売機
窓口発行機

別表第3号(第11条、第12条、第13条第2項、第31条、第32条及び第33条第2項)

自動券売機
チャージ機
窓口処理機
窓口発行機

別表第4号(第13条第1項及び第33条第1項)

自動改札機(SF(現金)及びSF(ポイント)に限る)
自動券売機
チャージ機
窓口処理機
窓口発行機

ICカード乗車券取扱い規則

豊橋鉄道株式会社

第1編 総則

(目的)

第1条 この規則は、豊橋鉄道株式会社(以下「当社」という。)における、ICカードを媒体とした乗車券(以下「ICカード乗車券」という。)による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

- 第2条 当社において旅客の運送等を行うICカード乗車券とは、次の各号のとおりとする。
 - 株式会社エムアイシー(以下「エムアイシー」という。)及び株式会社名古屋交通開発機構(以下「開発機構」という。)が発行する「manaca」(開発機構が発行するものは「Manaca」と表記する場合がある。)
 - 東海旅客鉄道株式会社(以下「JR東海」という。)が発行する「TOICA」
 - 北海道旅客鉄道株式会社が発行する「Kitaca」
 - 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Suica」及び「Welcome Suica」
 - 東京モノレール株式会社が発行する「モノレールSuica」
 - 名古屋臨海高速鉄道株式会社が発行する「Mr'nalSuica」
 - 株式会社「スモ」が発行する「PASMO」及び「PASMO PASSPORT」
 - 西日本旅客鉄道株式会社が発行する「ICOCA」
 - 株式会社スルッとKANSAIが発行する「PiTaPa」及び地方公共団体等乗車証付IC乗車券
 - 株式会社ニモカが発行する「nimoca」
 - 福岡市が発行する「はやかけん」
 - 九州旅客鉄道株式会社が発行する「SUGOCA」

前項に規定するICカード乗車券による旅客の運送等については、この規則の定めるところによる。

前項にかかわらず、次の各号に規定するICカード乗車券においては、それぞれに掲げる取扱いが行われる。

- 第1項第1号に規定するICカード乗車券のうち開発機構が発行する「Manaca」
 - 第10条及び第29条(発売)。ただし、第29条のうち開発機構が発行する「Manaca」への定期乗車券の付加は行う。
 - 所定条件の対象旅客に対して発行される「割引用Manaca」においては、その一切の取扱い。
- 第1項第1号に規定するICカード乗車券のうち一休型manaca
 - 第10条(発売)
 - 第21条、第22条、第39条及び第40条(再発行)。ただし、各条に定める再発行整

理要交付手続きは行う。

- 第23条及び第41条(ICカード乗車券の交換)
 - 第25条第1項及び第43条第2項(払い戻し)
- 第1項第2号から第12号までに規定するICカード乗車券
 - 第5条第10項第3号(使用方法及び制限事項)
 - 第10条及び第29条(発売)
 - 第12条及び第31条(ポイント還元)
 - 第13条及び第32条(SF(現金) 残額、SF(ポイント) 残高及びセンターポイント残高の確認)。ただし、各条のうち、SF(現金) 残額の確認及び残額履歴の表示または印字は行わず、manaca取扱事業者のうち(SF(現金) 残額履歴履歴については、表示及び印字できないものがある。
 - 第15条、第34条(ポイント)
 - 第17条第2項及び第36条第2項(再印字)
 - 第18条第2項(改氏名による記名式ICカードの書替え)
 - 第21条及び第39条(紛失再発行)
 - 第22条及び第40条(障害再発行)
 - 第23条及び第41条(ICカード乗車券の交換)
 - 第25条及び第43条(払い戻し)
 - 第26条(ICカード乗車券の変更)
 - 第46条(乗換割引)
 - 第48条(manacaマイレージポイントの付与)
 - 前号にかかわらず、第1項第2号から第12号までに規定するICカード乗車券のうち、割引旅客運賃を適用するICカード乗車券並びに一部のICカード乗車券においては、その一切の取扱い。
 - 第1項にかかわらず、第1項に定めるICカード乗車券のうち、携帯電話等を媒体としたもの
 - 第3号アからセ
 - 第11条及び第30条(チャージ)
 - 第13条及び第32条(SF(現金) 残額、SF(ポイント) 残高及びセンターポイント残高の確認)
 - 第5条第6項(使用方法及び制限事項)
 - 開発機構が発行する「Manaca」においては、第21条、第22条、第23条、第39条、第40条または第41条の規定により再発行または交換を行う場合は、新たに発行するICカード乗車券はエムアイシーが発行する「manaca」とし、再発行または交換後の取扱いもエムアイシーの定めるところによる。
 - この規則が改定された場合、以後のICカード乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。
 - この規則に定める事項については、法令、当社が定める旅客営業規則(以下「旅客営業規則」という。)及び第2条第1項各号に定める当該ICカード乗車券の発行事業者(以下「IC発行事業者」という。)が定めるICカード乗車券の利用について規定したものを(以下「IC発行事業者規則」という。)の定めるところによる。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 「manaca取扱事業者」とは、当社及び別表第1号に規定する事業者をいう。
- 「SF(現金)」とは、専ら旅客運賃の支払いや乗車券類等との引換えに充当する、チャージによりICカード乗車券に記録された金銭的価値をいう。
- 「チャージ」とは、ICカード乗車券に入金することをいう。
- 「manacaマイレージポイント」とは、エムアイシー及び開発機構が定めるmanacaマイレージポイントについて規定したもの(以下「マイレージポイント取扱い規則」という。)の定めにしたがって付与されるセンターポイント及びSF(ポイント)をいう。
- 「センターポイント」とは、manacaマイレージポイントのうち、エムアイシー及び開発機構が管理するセンターシステムに記録されるものをいう。
- 「SF(ポイント)」とは、manacaマイレージポイントのうち、ポイント還元によりICカード乗車券に記録されるものをいう。
- 「ポイント還元」とは、センターポイントをSF(ポイント)としてICカード乗車券に移行することをいう。
- 「ICSFカード」とは、SF(現金)またはSF(ポイント)により旅客の運送等に供するICカード乗車券をいう。
- 「無記名式ICカード」とは、券面に使用者の記名を行わない、持参人の使用に供するICカード乗車券をいう。
- 「記名式ICカード」とは、券面に使用者の記名を行い、かつカードに使用者の氏名、性別、生年月日及び電話番号を記録した、記名本人の使用に供するICカード乗車券をいう。ただし、券面に使用者の記名を行わないICカード乗車券であって、IC発行事業者規則の定めるところにより、記名式ICカードとして取扱うことがある。
- 「一休型manaca」とは、第2条第1項第1号に規定した「manaca」により、IC発行事業者が、同事業者以外の者(以下「提携先」という。)と提携し、提携先のサービス機能と一体となった媒体で発行するICカード乗車券をいう。
- 「大人用ICカード」とは、大人の使用に供する記名式ICカードをいう。
- 「小児用ICカード」とは、記名が小児であって券面に小児の表示を行った、小児の利用に供する記名式ICカードをいう。ただし、券面に小児の表示を行わないICカード乗車券であって、IC発行事業者規則の定めるところにより、小児用ICカードとして取扱うことがある。
- 「IC定期乗車券」とは、記名式ICカードにmanaca取扱事業者の定期乗車券の機能を付加したICカード乗車券をいう。
- 「大人用IC定期乗車券」とは、大人の使用に供するIC定期乗車券をいう。
- 「小児用IC定期乗車券」とは、小児の使用に供するIC定期乗車券をいう。
- 「デフォルト」とは、返却とは条件に、IC発行事業者が受取るICカード乗車券の使用権の代価をいう。
- 「乗車券類」とは、SF(現金)と引き換えに発売する普通乗車券、入場券、普通手回り品切符及び当社が別に定めるものをいう。
- 「自動改札機等」とは、ICカード乗車券の改札を行う機器をいう。
- 「パスリーダー・ライター(R/W)」とは、東田本線の車内面に設置した装置で、乗車券の処理をするものをいう。

(契約の成立及び適用規定)

- 第4条 ICカード乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に自動改札機等による改札を受けたときに旅客と当社の間において成立する。ただし、IC定期乗車券における定期乗車券にかかわらず運送契約は、その定期乗車券を発売したときに成立する。
- 第5条第6項第3号の規定により乗車券類との引換えに使用する場合の運送契約は、その契約に関する証票の交付を受けたときに成立する。
- 前項の規定によつて契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めるところによるものとする。

(使用方法及び制限事項)

- 第5条 ICカード乗車券を使用し乗車するときは、自動改札機等による改札を受けた後、同一のICカード乗車券により乗車券類による改札を受けて、出場しなればならない。また、R/Wで処理を行う場合は乗車時に改札を受けなければならない。
- 出場時にSF(現金) 残額またはSF(ポイント) 残高もしくはその合計が減額する運賃相当額に満たないときは、出場することができない。この場合、不足額以上のチャージまたはポイント還元もしくはその両方を行うことにより、出場するものとする。

- 2 旅客は、ICSFカードを使用して入場した後、乗車せずに同一駅で出場する場合は、当該入場駅の入場料金を支払い、当該ICSFカードの発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(列車の運行不能の場合の取扱い)

第28条 旅客は、自動改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、次の各号のいずれかに定める取扱いを選択のうえ請求することができる。

- 1 発駅まで無償送還をするとき
乗車区間の運賃は収せせず、無償送還後、発駅での出場時に当該ICカード乗車券の発駅情報の消去処理を行う。ただし、無償送還中の途中で下車した場合は、次号に定める取扱いを適用する。
 - 2 発駅に至る途中駅まで無償送還したときまたは当該駅で旅行を中止したとき
発駅から途中駅または当該駅までの当該旅客の区分における運賃相当額を、途中駅または当該駅においてICカード乗車券から減額する。
- 2 当社が不通区間に対してバスによる代行輸送を行う場合のICカード乗車券の取扱いは、別途定めるところによる。

第3編 IC定期乗車券

第1章 発売

(発売)

- 第29条 旅客が定期乗車券の購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、旅客営業規則の定めにより定期乗車券を発売する。この場合、大用定期乗車券は大用ICカードに、小用定期乗車券は小用ICカードに定期乗車券の機能を付加する。ただし、別に定める電車バス共通定期乗車券を除く。
- 2 無記名式ICカードに定期乗車券の機能を付加するときは、当該無記名式ICカードを記名式ICカードに変更した後、前項の取扱いを行う。

(チャージ)

- 第30条 IC定期乗車券は、IC発行事業者規則の定めにより、ICカード乗車券を処理する機器のうち別表第3号に規定する機器によりチャージすることができる。
- 2 IC定期乗車券を使用して乗車し出場時に精算が生じ、かつSF(現金)残高またはSF(ポイント)残高もしくはその合計が減額する運賃相当額に満たない場合は、ICカード乗車券を処理する機器のうち別表第3号に規定する機器によりチャージすることができる。

(ポイント還元)

第31条 IC定期乗車券は、マイレージポイント取扱い規則の定めにより、ICカード乗車券を処理する機器のうち別表第3号に規定する機器によりポイント還元することができる。

(SF(現金)残額、SF(ポイント)残高及びセクターポイント残高の確認)

- 第32条 IC定期乗車券のSF(現金)残額、SF(ポイント)残高及びセクターポイント残高は、ICカード乗車券を処理する機器のうち別表第4号に規定する機器により確認することができる。
- 2 IC定期乗車券のSF(現金)残額及びSF(ポイント)残高履歴の表示または印字はIC発行事業者規則の定めにより、ICカード乗車券を処理する機器のうち別表第3号に規定する機器により確認することができる。

第2章 運賃

(運賃の減額)

- 第33条 旅客がIC定期乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場する場合の取扱いは次の各号に定めることとする。
- 1 有効期間内に各表示区間内で入場した後、券面表示区間外の任意の駅まで乗車し出場する場合は、別途乗車となる区間について、第14条の規定に基づく運賃相当額を減額する。ただし、この場合であって、別途乗車となる区間の運賃相当額と実際乗車区間の運賃相当額とを比較して、実際乗車区間の運賃相当額の方が低額、あるいはこれらが同額となる場合においては、実際乗車区間の運賃相当額を減額するものとする。
 - 2 有効期間内に券面表示区間外で入場した後、券面表示区間内の任意の駅で乗車し出場する場合は、別途乗車となる区間について、第14条の規定に基づく運賃相当額を減額する。ただし、この場合であって、別途乗車となる区間の運賃相当額と実際乗車区間の運賃相当額とを比較して、実際乗車区間の運賃相当額の方が低額、あるいはこれらが同額となる場合においては、実際乗車区間の運賃相当額を減額するものとする。
 - 3 有効期間内に券面表示区間外の駅相互間または券面表示の有効期間の開始日直前もしくは有効期間の終了日の翌日以降において乗車する場合は、実際乗車区間または別途乗車となる区間の運賃相当額を減額する。

(SF(ポイント))

- 第34条 第33条の規定により運賃の減額をする場合で、IC定期乗車券内にSF(ポイント)残高がある場合は、マイレージポイント取扱い規則の定めにより1ポイント1円相当として10ポイント単位で運賃の支払いに充当することができる。この場合、SF(ポイント)はSF(現金)に優先して充当する。
- 2 SF(ポイント)は、第5条第7項に規定する取扱いに使用することはできない。

第3章 効力

(効力)

- 第35条 第29条の規定により発売した定期乗車券は旅客営業規則等の定めにより取り扱う。
- 2 SF(現金)をチャージした、あるいはSF(ポイント)を還元したIC定期乗車券を、定期乗車券の券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日直前もしくは有効期間の終了日の翌日以降に使用し、当社ICカード乗車券取扱店にて乗車する場合の効力は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 1 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効なものとする。
 - 2 入場後は、当日限り有効とする。
 - 3 途中下車の取扱いはない。

(再印字)

- 第36条 IC定期乗車券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用してはならない。
- 2 前項の場合、速やかに当該IC定期乗車券を当社に差し出して、券面表示事項の再印字を請求しなければならない。

(無効となる場合)

- 第37条 IC定期乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。この場合、ICカード乗車券及びセクターシステムに登録されている一切の金銭的価値、デジタリ、乗車券等、特典並びにその他付随するサービス等も返却しない。
- 1 券面表示区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場した場合
 - 2 係員の承諾なく自動改札機等による改札を受けずに乗車した場合
 - 3 IC定期乗車券を別に定める場合を除き、記名人以外者が使用した場合
 - 4 券面表示事項が不明となったIC定期乗車券を使用した場合
 - 5 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って購入したIC定期乗車券を使用

した場合

- (6) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合
- (7) 当社の旅客営業規則等に定める定期乗車券が無効となる事項に該当する場合
- (8) 偽造、変造または不正に作成されたIC定期乗車券もしくはSF(現金)またはSF(ポイント)を使用した場合
- (9) 旅客の故意または重大な過失によりIC定期乗車券が障害状態となったと認められる場合
- (10) その他運賃を免れる手段として使用した場合

(無効IC定期乗車券使用に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第38条 前条の規定に該当した場合、旅客営業規則等の定めにより普通旅客運賃及び増運賃を収受する。

第4章 再発行・交換

(紛失再発行)

第39条 IC定期乗車券の記名人が当該IC定期乗車券を紛失した場合で、当社が定める再発行申請書を提出したときは、第21条の規定に基づき取り扱う。

(障害再発行)

第40条 IC定期乗車券の破損等によって所定の機器で使用できない場合で、当社が定める再発行申請書を提出し、かつ当該IC定期乗車券を呈示したときは、第22条の規定に準じて取り扱う。

(ICカード乗車券の交換)

- 第41条 当社及びIC発行事業者の都合により、旅客が使用しているIC定期乗車券を、当該IC定期乗車券表面のデザインとは異なるデザインのIC定期乗車券または当該IC定期乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号のIC定期乗車券に予告なく交換することができる。
- 2 一体型manacaを使用する旅客が、有効期限の到来または登録されている個人情報の変更等により一体型manacaの交換をする場合の取扱いは、別に定めるところによる。

(免責事項)

- 第42条 ICカード乗車券の交換または再発行により、当該IC定期乗車券表面とは異なるデザインのIC定期乗車券または当該IC定期乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号のIC定期乗車券を発行したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 2 紛失したIC定期乗車券の払い戻しやSF(現金)またはSF(ポイント)の使用等が生じた旅客の損害については、当社はその責めを負わない。
- 3 一体型manacaについては、提携先に起因する旅客の損害または提携先のサービス機能にかかわらず旅客の損害については、当社はその責めを負わない。

第5章 払い戻し

(払い戻し)

- 第43条 旅客が、IC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、当社が定める払い戻し申請書とともに発売駅印提出し、かつ公的証明書の呈示により当該IC定期乗車券の記名人本人であることとを証明した場合、定期乗車券の払い戻しを請求することができる。この場合、旅客営業規則等に定める払い戻しを行い、IC定期乗車券から定期乗車券の機能のみ消去して返却する。
- 2 旅客が、IC定期乗車券が不要となり、当社が定める払い戻し申請書とともに発売駅印提出し、かつ公的証明書の呈示により当該IC定期乗車券の記名人本人であることとを証明した場合は、旅客営業規則等に定める定期乗車券の払い戻し及びIC発行事業者規則の定めによるICカードの払い戻しをそれぞれ行う。この場合の払い戻し額は、定期乗車券とSF(現金)を別に算出する。

第6章 特殊取扱い

(同一駅で出場する場合)

- 第44条 旅客が、IC定期乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始時まで乗車して出場する場合の取扱いは次の各号に定めるとおりとする。
- 1 有効期間内で券面表示区間外に入場した後、券面表示区間外の任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始時まで乗車して出場する場合は、別途乗車となる区間の運賃相当額を支払い、当該IC定期乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。
 - 2 券面表示区間外の駅または券面表示の有効期間の開始日直前もしくは有効期間の終了日の翌日以降において入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始時まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間または別途乗車となる区間の運賃相当額を支払い、当該IC定期乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。
 - 3 券面表示区間外の駅または券面表示の有効期間の開始日直前もしくは有効期間の終了日の翌日以降に入場した後、乗車せずに同一駅で出場する場合は、当該入場駅の入場料金を支払い、当該IC定期乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(列車の運行不能の場合の取扱い)

- 第45条 券面表示の有効期間内のIC定期乗車券を所持し、券面表示区間内を乗車する旅客が、自動改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、旅客営業規則等に定める定期乗車券の取扱いによる。
- 2 SF(現金)をチャージし、またはSF(ポイント)を還元したIC定期乗車券を所持し券面表示区間外を乗車する場合は券面表示の有効期間の開始日直前もしくは有効期間の終了日の翌日以降に乗車する旅客が、自動改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は第28条の規定により取り扱う。

第4編 ICカード乗車券に対する特殊取扱い

第1章 乗継割引

(乗継割引)

- 第46条 旅客がICカード乗車券を使用して当社ICカード乗車券取り扱い区間である運賃線と東田本線とを90分以内に乗り継いで乗車した場合、第14条または第33条に規定する運賃から次の各号による額を差引くものとする。
- 1 無記名式ICカード及び大用ICカードにあっては40円
 - 2 小用ICカードにあっては20円
- 2 前項の取扱いに連続する同一の乗車に対し適用し、第1乗車目に乗継割引の権利が行使され、第2乗車目までの権利が行使することができる。
- 3 IC定期乗車券の有効期間内に券面表示区間の駅相互間において利用する規定であっても、これを前項に定める第1乗車または第2乗車とみなす。また、第34条の規定により運賃を減額する場合にあっては、その減額した区間についても同様とみなすものとする。
- 4 前各号における乗継割引は、次の各号により適用するものとする。
- 1 権利の付与

- ICカード乗車券を次により使用し、第1乗車分の運賃金額がICカード乗車券から差引かれている場合に、その第1乗車で使用したICカード乗車券に割引乗車を付与する。
- ア 第1乗車の乗車及び降車のすべてを自動改札機等またはR/Wにより直接ICSFカードで行う場合
- イ IC定期乗車券を使用して乗車した場合で、第33条第1号、第2号ただし書き及び第3号の規定による運賃の減額とした場合
- (2) 割引の適用
- 第1乗車を連続して行われる第2乗車において、ICカード乗車券を次により使用し、第2乗車分の運賃金額がICカード乗車券から差引かれている場合に、第1項に規定する額を差し引くものとする。なお、割引が適用された第2乗車を第1乗車とみなして割引を適用することはできない。
- ア 第2乗車の乗車及び降車のすべてを自動改札機等またはR/Wにより直接ICSFカードで行う場合
- イ IC定期乗車券を使用して乗車した場合で、第33条第1号ただし書き、第2号及び第3号の規定による運賃の減額とした場合
- (3) 割引を適用するための基準時間は次の定める取扱いを行ったときの時刻により判定する。
- ア 運賃線路にあつては、自動改札機等により乗車駅を入場したとき。
- イ 東田本線にあつては、R/Wを使用したとき。
- (4) 適用する区分
- 第1乗車と第2乗車で適用する運賃の条件については同一に限る。

(免責事項)

- 第47条 自動改札機等の機器障害、輸送障害または運営上の都合により、前条に規定される取扱いが行われなかった場合であっても、当社はその責めを負わない。
- 2 天災地変、停電、通信事業者の通信設備異常またはコンピュータシステム異常等の不可抗力により、やむを得ず前条に規定される取扱いが行われなかった場合であっても、当社はその責めを負わない。
- 3 その他、manaca取扱事業者の責任に帰することができない事由により、前条に規定される取扱いが行われなかった場合であっても、当社はその責めを負わない。

第2章 マイレージポイント

(manacaマイレージポイントの付与)

第48条 ICカード乗車券を使用し、自動改札機等による改札を受けて入場し、同一のICカード乗車券で自動改札機等による改札を受けて出場した場合、またはR/Wによる処理を受けたものであつて、その運賃の支払いにICカード乗車券のSF(現金)が充当された場合、当月内におけるその運賃の支払いに充当されたSF(現金)に対して、次の各号の付与基準によりmanacaマイレージポイント取扱規則に定めるマイレージポイントを計算する。

マイレージポイントは、当月内におけるSF(現金)の利用回数に対して、次のとおり計算する。

	当月内のSF(現金)利用回数	付与率
ア	0～10回	0%
イ	11回以上	1%

- 2 前項各号における当月内とは暦日とし、毎月1日から月末までの間における同一のICカード乗車券による利用をその対象とする。
- 3 第1項各号に規定するmanacaマイレージポイントは、各号毎に計算を行い、計算上生じる10ポイント未満のポイントを切り捨てた上で各号を合算し、付与するものとする。
- 4 第5条第6項の取扱いに使用する場合、第1項各号に規定するポイント付与の対象とはならない。
- 5 IC定期乗車券の有効期間内で券面表示区間内を乗車する場合は、第1項各号に規定するmanacaマイレージポイントの付与対象とはならない。
- 6 前各項にかかわらず、当社鉄道の利用促進を図るため、利用状況や属性等に応じて期間限定のmanacaマイレージポイントを付与することができる。この場合の付与方法や付与基準については、その実施時に別途定める。

第5編 その他共通取扱い

(運用日付)

- 第49条 当社におけるICSFカードおよびIC定期乗車券の利用日、利用金額への算入、利用回数への算入等の日付については、午前3時から26時59分59秒(翌日午前2時59分59秒)を境日とする。
- 2 センターシステムで取扱いを行うICカード乗車券の利用日、センターポイントの付与失効、再発行登録、再発行等については、暦日(午前0時から24時)を当日として取り扱う。また、再発行登録、再発行およびポイント還元などセンターシステムを介する取扱いは、午前5時から25時(翌日午前1時)の間のみ行うものとする。

別表第1号(第3条第1項第1号)
名古屋鉄道株式会社
愛知高速交通株式会社
名古屋ガイドウェイバス株式会社
名古屋市交通局
名古屋臨海高速鉄道株式会社
名鉄バス株式会社

別表第2号(第5条第6項第1号)
窓口発行機

別表第3号(第11条、第12条、第13条第2項、第30条、第31条、第32条第2項)
多機能チャージ機
窓口発行機(取扱いは、「manaca」に限る)

別表第4号(第13条第1項及び第32条第1項)
自動改札機(SF(現金)及びSF(ポイント)に限る)
多機能チャージ機
窓口発行機(取扱いは、「manaca」に限る)

ICカード乗車券取扱規則

名鉄バス株式会社

第1編 総則

(目的)

第1条 この規則は、名鉄バス株式会社(以下「当社」という。))における、ICカードを媒体とした乗車券(以下「ICカード乗車券」という。))による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則の定めにより当社において旅客の運送等を行うICカード乗車券は、次の各号に掲げるのとおりとする。

- 1) 株式会社エムアイシーが発行する「manaca」
- 2) 株式会社名古屋交通開発機構が発行する「Manaca」
- 3) 株式会社エムアイシー及び株式会社名古屋交通開発機構が相互利用を行う以下のICカード乗車券

- ア 北海道旅客鉄道株式会社が発行する「Kitaca」
イ 株式会社バスモが発行する「IPASMO」及び「PASMO PASSPORT」
ウ 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Suica」及び「Welcome Suica」
エ 東海旅客鉄道株式会社が発行する「TOICA」
オ 株式会社スルッとKANSAIが発行する「PiTaPa」及び地方公共団体等乗車証付IC乗車券

- カ 西日本旅客鉄道株式会社が発行する「ICOCA」
キ 福岡市交通局が発行する「はぴかけん」
ク 西日本旅客鉄道株式会社が発行する「nimoca」
ク 九州旅客鉄道株式会社が発行する「SUGOCA」
コ 東京モノレール株式会社が発行する「モノレールSuica」
ク 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいSuica」

2 前項にかかわらず、次の各号に掲げるICカード乗車券においては、それぞれ各号に定める取扱いを行わない。

- (1) 前項第2号に規定するICカード乗車券
第10条(発売)
- (2) 前項第2号に規定するICカード乗車券のうち割引用ICカード
ア 第10条及び第27条(発売)
イ 第17条第2項、第18条第2項及び第34条第2項(再印字、書替え)
ウ 第21条、第22条、第37条及び第38条(再発行)。ただし、各条に定める再発行整理票を交付する手続きは行う。
エ 第23条及び第39条(ICカードの交換及び移替え)
オ 第25条(払い戻し)

- (3) 前項第3号に規定するICカード乗車券
ア 第10条及び第27条(発売)
イ 第17条第2項、第18条第2項及び第34条第2項(再印字、書替え)
エ 第21条、第22条、第37条及び第38条(再発行)
ウ 第21条、第22条、第37条及び第38条(再発行)。ただし、各条に定める再発行整理票を交付する手続きは行う。
エ 第23条及び第39条(ICカードの交換及び移替え)
オ 第25条(ICカードの変更)

- (4) 前項に規定するICカード乗車券のうち一体型ICカード
ア 第10条及び第27条(発売)
イ 第17条第2項、第18条第2項及び第34条第2項(再印字)
ウ 第21条、第22条、第37条及び第38条(再発行)。ただし、各条に定める再発行整理票を交付する手続きは行う。
エ 第23条及び第39条(ICカードの交換及び移替え)
オ 第25条及び第41条(払い戻し)

3 前項又は第3号の規定により再発行又は交換を行う場合、新たに発行するICカード乗車券は、第1項第1号に規定するICカード乗車券とする。この場合、再発行又は交換後の取扱いは、株式会社エムアイシーの定めるところによる。

4 この規則が改定された場合、以後のICカード乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。

5 この規則に定める取り扱いについては、法令、当社の運送約款及び当該ICカードの発行事業者が定めるICカードの利用について規定したもの(以下「IC発行事業者規則」という。)の定めるところによる。

6 第2項4号にかかわらず、第1項第1号及び第2号に規定するICカード乗車券のうち、その表面に使用者の記名及び定期乗車券の券面表示事項の表示をすることができるものについては、第17条第2項、第18条第2項、第27条、第34条第2項及び第41条第1項の取扱いを行う。

7 第2項4号にかかわらず、第1項第3号に規程するICカード乗車券のうち、割引旅客運賃を適用するICカード乗車券及び一部のICカード乗車券においては、一切の取り扱いをしない。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるのとおりとする。

- (1) 「IC取扱事業者」とは、別表第1号に規定する事業者をいう。
- (2) 「IC運送事業者」とは、IC取扱事業者のうち鉄道事業者をいう。
- (3) 「ICバス事業者」とは、IC取扱事業者のうちバス事業者をいう。
- (4) 「SF(現金)」とは、専ら旅客運賃の支払いや乗車券額との引換えに充当する、チャージによりICカード乗車券に記録された金銭的価値をいう。
- (5) 「チャージ」とは、ICカード乗車券に記録することをいう。
- (6) 「マイレージポイント」とは、株式会社エムアイシー及び株式会社名古屋交通開発機構が定めるマイレージポイントについて規定したものを(以下「マイレージポイント取扱規則」という。)の定めにしたがって付与されるセンターポイント及びSF(ポイント)をいう。
- (7) 「センターポイント」とは、マイレージポイントのうち、株式会社エムアイシー及び株式会社名古屋交通開発機構が管理するセンターシステムに登録されるものをいう。
- (8) 「SF(ポイント)」とは、マイレージポイントのうち、ポイント還元によりICカード乗車券に記録されるものをいう。
- (9) 「ポイント還元」とは、センターポイントをSF(ポイント)として、ICカード乗車券に移行することをいう。
- (10) 「ICSFカード」とは、SF(現金)又はSF(ポイント)により旅客の運送等に供するICカード乗車券をいう。
- (11) 「無記名ICカード」とは、券面に使用者の記名を行わない、持参人の使用に供するICカード乗車券をいう。
- (12) 「記名ICカード」とは、券面に使用者の記名を行い、かつ、カードに使用者の氏名、性別、生年月日及び電話番号を記録した、記名人本人の使用に供するICカード乗車券をいう。
- (13) 「大人一体型ICカード」とは、ICカードの発行事業者が、同事業者以外の者(以下「提携先」という。)と提携し、提携先のサービス機能と一体となった媒体で発行する記名式ICカードをいう。
- (14) 「大人用ICカード」とは、大人の使用に供する記名式ICカードをいう。
- (15) 「小児用ICカード」とは、小児の使用に供するものであつて券面に小児の表示を行った記名式ICカードをいう。ただし、券面に小児の表示を行わないICカード乗車券であつて、IC発行事業者規則の定めるところより、小児用ICカードとして取扱うことがある。
- (16) 「割引用ICカード」とは、旅客運賃の割引が適用される旅客の使用に供するものであつて券面に当該割引を適用する証明の表示を行った記名式ICカードをいう。
- (17) 「IC定期乗車券」とは、記名式ICカードにIC取扱事業者の定期乗車券の機能を付加したICカード乗車券をいう。

- (18)「持参入式定期乗車券」とは、記名式ICカードにICバス事業者が定める持参人1名の使用に供する定期乗車券の機能を付加した定期乗車券をいう。
- (19)「記名式定期乗車券」とは、記名式ICカードにICバス事業者が定める記名本人の使用に供する定期乗車券の機能を付加した定期乗車券をいう。
- (20)「デジコ」とは、返却することを条件に、IC発行事業者が収受するICカードの使用権の代価をいう。
- (21)「自動改札機等」とは、IC鉄道事業者の駅に設置した装置で、ICカード乗車券の改札を行う機器をいう。
- (22)「パスルーダ・ライタ(以下「パスR/W」という。))とは、ICバス事業者の車両内外に設置した装置で、乗車処理をするために設置したものの(以下「乗車R/W」という。))及び降車処理をするために設置したものの(以下「降車R/W」という。))をいう。ただし、車両のうち1つ以上のパスR/Wで乗降車の処理をするものもある。
- (23)「PAIC(定期発働)」とは、ICバス事業者の出札所等に設置した装置で、ICカード乗車券の発行、変更及び払い戻し等を行う機器をいう。

(契約の成立及び適用規定)

- 第4条 ICカード乗車券による旅客運送の契約は、乗車時にパスR/Wで乗車処理を行う車両にあっては、その処理を受けたとき、降車時に1つのパスR/Wで降車処理を行う車両にあっては、当該車両に乗車した時点をもって、旅客と当社の間において成立する。ただし、IC定期乗車券における定期乗車券にかかわる旅客運送の契約は、その定期乗車券を発売したときに成立する。
- 2 前各項の規定によつて契約の成立したとき以降における取扱い、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

(使用方法及び制限事項)

- 第5条 ICカード乗車券を使用するときは、乗車R/Wで乗車処理を受け、同一のICカード乗車券をもって降車R/Wで降車処理を受けなければならない。ただし、1つのパスR/Wで乗降車の処理を行う車両にあっては、乗車時又は降車時処理を受けるものとする。
- 2 運賃支払い時にSF(現金)残額若しくはSF(ポイント)残高又はその合計が減額する運賃相当額に満たないときは、処理を受けることができない。ただし、その不足額相当分を現金又は当社が別に定める方法により支払う場合に限りでない。
- 3 一回の乗車につき、他の乗車券等と同時に使用することはできない。ただし、当社が現金に代わるものとして認められた金券等についてはこの限りでない。
- 4 ICカード乗車券のSF(現金)又はSF(ポイント)を使用して定期乗車券、別のICカードとの引換えはできない。ただし、当社が特に認める場合は、SF(現金)を使用してこれら他の乗車券類と引き換えることができる。この場合、引き換えた乗車券類は、現金をもって購入した場合の効力を有するものとし、その取扱いは旅客運送約款等の定めるところによる。
- 5 10円未満のSF(現金)又は10ポイント未満のSF(ポイント)は、当社が運用等に充当することができない。
- 6 記名式ICカードは、当該記名式ICカードに記録された記名人本人以外が使用することはできない。ただし、持参人式定期乗車券を使用するとき及びこれと連携する区間についてSF(現金)若しくはSF(ポイント)又はその両方を使用する場合はこの限りでない。
- 7 小児用ICカード及び割引用ICカードは、その有効期間が終了した後は使用することができない。
- 8 次の各号のいずれかに該当するときは、ICカード乗車券は直接パスR/Wで使用できないことがある。
- 1) 運賃支払い時にSF(現金)残額が10円若しくはSF(ポイント)残高又はその合計が10円相当に満たないとき。
 - 2) ICカード乗車券の破損、パスR/Wの故障によりICカード乗車券の内容の読取りが不能となったとき。
 - 3) パスR/Wでの運賃の減額、SF(現金)、SF(ポイント)若しくは定期乗車券の使用又はチャージ若しくはポイント還元以外のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、6箇月間これらの取扱いが行われなかったとき。
 - 4) 一体系ICカードにおいては、選抜する都合により当該ICカードが使用できない状態となったとき又は有効期間が終了したとき。
- 9 偽造、変造又は不正に作成されたICカード乗車券、SF(現金)、SF(ポイント)又は定期乗車券の機能を使用することはできない。

(個人情報の取扱い)

第6条 記名式ICカードにかかわる個人情報の取扱いは、IC発行事業者の定めるところによる。

(旅客の同意)

第7条 旅客は、この規程及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとす。

(取扱い範囲)

第8条 当社におけるICカード乗車券の取扱い範囲は、当社の指定する区間又はバス車両とする。

(制限又は停止)

- 第9条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、当社が必要であると認めるときは、次の各号に掲げる制限又は停止をすることができる。
- 1) 発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止
 - 2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法又は乗車するバス車両の制限
- 2 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその定めを負わない。

第2編 ICSCFカード

第1章 発売

- (発売)
- 第10条 ICSCFカードは、株式会社エムアイシーが定めるmanaca取扱い規則の定めにより出札所等で発売する。
- 2 前項の規定にかかわらず、ICSCFカードは、バス車内及びその他の場所で発売することができる。

(チャージ)

第11条 ICSCFカードは、IC発行事業者規則の定めにより、ICカード乗車券を処理する機器のうち別表第2号に規定する機器によりチャージすることができる。

(ポイント還元)

第12条 ICSCFカードは、マイルージポイント取扱い規則の定めにより、ICカード乗車券を処理する機器のうち別表第3号に規定する機器によりポイント還元することができる。

(SF(現金)残額及びSF(ポイント)残高並びにセンターポイント残高の確認)

- 第13条 ICSCFカードのSF(現金)残額及びSF(ポイント)残高並びにセンターポイント残高は、ICカード乗車券を処理する機器のうち別表第4号に定める機器により確認することができる。
- 2 ICSCFカードのSF(現金)残額履歴及びSF(ポイント)残高履歴の表示又は印字は、IC

発行事業者規則の定めにより、ICカード乗車券の処理を行う機器のうち別表第5号に定める機器により確認することができる。

第2章 運賃

(運賃の減額)

- 第14条 旅客がICSCFカードを使用して乗車する場合、運賃支払い時に当該乗車区間の大目片道普通旅客運賃を減額する。ただし、小児用ICカードにあっては小児片道普通旅客運賃を減額する。
- 2 前項に定める運賃支払い以外の場合、旅客の申告により、乗務員が金額を設定した後に内容に応じた運賃を減額する。

(SF(ポイント))

第15条 前条の規定により運賃の減額をする場合で、ICSCFカード内にSF(ポイント)残高がある場合、マイルージポイント取扱い規則の定めにより1ポイント1円相当として、これを10ポイント単位で運賃に充当する。この場合、SF(ポイント)はSF(現金)に優先して充当する。

第3章 効力

(効力)

- 第16条 ICカード乗車券取扱い区間内をICSCFカードを使用して乗車する場合の効力は、次の各号に定めるとおりとする。
- 1) 当該乗車において、片道1回の乗車に限り有効とする。
 - 2) 乗車後は、当日限り有効とする。
 - 3) 途中下車の取扱いはない。

(券面表示事項が不明の記名式ICカード)

- 第17条 記名式ICカードは、その券面表示事項が不明となつたときは、使用してはならない。
- 2 前項の差出し、IC発行事業者規則の定めるところにより、旅客は速やかに当該ICカードを当社に差し出して、券面表示事項の再印字を請求しなければならない。ただし、当該ICカードが当社において再印字処理を行わないものである場合は、当該ICカードの再印字処理を行うIC取扱事業者に差し出して、券面表示事項の再印字を請求しなければならない。

(改氏による記名式ICカードの書替え)

- 第18条 旅客が記名式ICカードに記録された氏名を改めた場合は、当該ICカードを使用してはならない。
- 2 前項の場合、IC発行事業者規則の定めるところにより、旅客は速やかに当社が定める申込書及び当該ICカードを当社に差し出して、氏名の書替えを請求しなければならない。ただし、当該ICカードが当社において氏名の書替え及び再印字処理を行わないものである場合は、当該ICカードの書替え及び再印字処理を行うIC取扱事業者に差し出して、氏名の書替えを請求しなければならない。

(無効な場合)

- 第19条 ICSCFカードは、次の各号のいずれかに該当する場合は、IC発行事業者規則の定めにより無効とし回収する。この場合、当該ICカード及びセンターシステムに記録されている一切の金融的価値、乗車券類、デジコ、特典並びにその他付帯するサービス等は返却しない。
- 1) 旅行開始後のICカードを他人から譲り受け使用した場合
 - 2) 係員の承諾なくパスR/W等による乗車処理又は降車処理を受けずに乗降車した場合
 - 3) 記名式ICカードを記名人以外の者が使用した場合
 - 4) 券面表示事項が不明となつた記名式ICカードを使用した場合
 - 5) 使用資格、氏名、生年月日、性別又は電話番号を偽って購入した記名式ICカードを使用した場合
 - 6) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
 - 7) 偽造、変造又は不正に作成されたICSCFカード又はSF(現金)若しくはSF(ポイント)を使用した場合
 - 8) 旅客の故意又は重大な過失によりICSCFカードが障害状態となつたと認められる場合
 - 9) その他不正乗車的手段として使用した場合

(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第20条 前条の規定に該当した場合、当社の運送約款等の定めにより普通旅客運賃及び増運賃を収受する。

第4章 再発行・交換

(紛失再発行)

- 第21条 記名式ICカードの記名人が当該記名式ICカードを紛失した場合で、当社が定める申請書を提出したときは、IC発行事業者規則の定めにより、使用停止措置と再発行するために必要な帳票(以下「再発行票票」という。)を交付する手続きをした後、再発行の取扱いを行う。
- 2 紛失再発行の取扱いを行った後に、紛失した記名式ICカードが発見された場合で、IC発行事業者が当該記名式ICカードにつきデジコを収受している場合、デジコの取扱いはIC発行事業者規則の定めによる。

(障害再発行)

- 第22条 ICSCFカードの破損等によって所定の機器で使用できない場合で、当社が定める申請書を提出したときは、IC発行事業者規則の定めにより再発行整理票を交付する手続きをした後、再発行の取扱いを行う。
- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。
- 1) 裏面に印刷されたカードの番号が判読できない場合
 - 2) 旅客の故意又は重大な過失によりICSCFカードが障害状態となつたと認められ、第19条第6号の規定により無効となつた場合

(ICカードの交換及び移替)

- 第23条 当社及びIC発行事業者の都合により、旅客が使用しているICSCFカードを、当該ICSCFカード表面と異なるデザインのICSCFカード又は当該ICSCFカード裏面に印刷されたものとは異なるカード番号のICSCFカードに予告なく交換することができる。
- 2 一体系ICカードを使用する旅客が、有効期限の到来又は登録されている個人情報の変更等により一体系ICカードの交換を希望する場合は、IC発行事業者規則の定めによる。
- 3 一体系ICカードを使用する旅客が、当社が定める申請書を提出し、現在使用している一体系ICカードにおける記名式ICカードの機能を当社が発売できるICカード乗車券に移し替える場合の取扱いは、IC発行事業者規則の定めによる。

(免責事項)

第24条 ICカードの交換又は再発行により、ICSCFカード表面のデザインとは異なるデザインのICSCFカード又はICSCFカード裏面に印刷されたものとは異なるカード番号のICSCF

カードを発行したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
2 紛失した記名式ICカードの払い戻し又はSF（現金）若しくはSF（ポイント）の使用等で生じた旅客の損害については、当社はその責めを負わない。
3 一体型ICカードについて、提携先に起因する旅客の損害又は提携先のサービス機能にかかわる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

第5章 払い戻し

（払い戻し）

第25条 旅客が、ICSFカードが不要となり、当社が定める申請書を提出したときは、IC発行事業者規則の定めにより払い戻しを行う。ただし、無記名式ICカードの場合は、申請書の提出を必要としない。
2 第5条第4項ただし書きの規定によりSF（現金）を使用して引き換えた乗車券類の払い戻しを行う場合（請求を行う払い戻しも含む）は、当社の運送約款等の定めにより現金で払い戻すものとする。

第6章 特殊取扱い

（ICカードの変更）

第26条 旅客が無記名式ICカードを差し出して、記名式ICカードへの変更を申し出た場合又は旅客が記名式ICカードを差し出して、他の種類の記名式ICカードへの変更を申し出た場合は、IC発行事業者規則の定めによりICカードの変更を行う。ただし、記名式ICカードから無記名式ICカードへの変更はできない。
2 旅客が「IC発行事業者規則の定めによる有効期間が終了した後の小児用ICカード」を差し出して、他の種類の記名式ICカードへの変更を申し出た場合は、IC発行事業者規則の定めによりICカードの変更を行う。

第3編 IC定期乗車券

第1章 発売

（発売）

第27条 旅客が定期乗車券の購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、当社の運送約款等の定めにしたがって定期乗車券を発売する。この場合、大用ICカードには大人用定期乗車券、小児用ICカードには小児用定期乗車券の機能を付加する。
2 無記名式ICカードに定期乗車券の機能を付加するときは、当該無記名式ICカードを記名式ICカードに変更した後、前項の取扱いを行う。

（チャージ）

第28条 IC定期乗車券は、IC発行事業者規則の定めにより、ICカード乗車券を処理する機器のうち、別表第2号に定める機器によりチャージすることができる。

（ポイント還元）

第29条 IC定期乗車券は、マイルージポイント取扱い規則の定めにより、ICカード乗車券を処理する機器のうち、別表第3号に定める機器によりポイント還元することができる。

（SF（現金）残額及びSF（ポイント）残高並びにセンターポイント残高の確認）

第30条 IC定期乗車券のSF（現金）残額及びSF（ポイント）残高並びにセンターポイント残高は、ICカード乗車券を処理する機器のうち、別表第4号に定める機器により確認することができる。
2 IC定期乗車券のSF（現金）残額履歴及びSF（ポイント）残高履歴の表示又は印字は、IC発行事業者規則の定めにより、ICカード乗車券を処理する機器のうち、別表第5号に定める機器により確認することができる。

第2章 運賃

（運賃の減額）

第31条 旅客がIC定期乗車券を使用して乗車する場合の取扱い、次の各号に定めたとおりとする。
（1）有効期間内の定期乗車券で有効区間外を乗車する場合は、有効区間外となる区間について、第14条の規定に基づいて同区間の運賃相当額を減額する。ただし、この運賃相当額と比較して実際の乗車区間の運賃相当額が低額な場合は、実際の乗車区間の運賃相当額を減額する。
（2）定期乗車券の有効期間の開始日前又は有効期間の終了日の翌日以降において乗車する場合は、第14条の規定に基づいて実際の乗車区間の運賃相当額を減額する。

（SF（ポイント））

第32条 前条の規定により運賃の減額する場合で、IC定期乗車券内にSF（ポイント）残高がある場合、マイルージポイント取扱い規則の定めにより1ポイント1円相当として、これを10ポイント単位で運賃に充当する。この場合、SF（ポイント）はSF（現金）に優先して充当する。

第3章 効力

（効力）

第33条 第27条の規定により発売した定期乗車券は、当社の運送約款等の定めにより取り扱う。
2 チャージ又はポイント還元されたIC定期乗車券、定期乗車券の有効区間外又は有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に使用して乗車する場合の効力は、次の各号に定めたとおりとする。
（1）当該乗車券において、片道1回の乗車に限り有効とする。
（2）乗車後は、当日限り有効とする。
（3）途中下車の取扱いはない。

（券面表示事項の不明のIC定期乗車券）

第34条 IC定期乗車券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用してはならない。
2 前項の場合、IC発行事業者規則の定めるところにより、旅客は速やかに当該ICカードを当社に差し出して、券面表示事項の再印字を請求しなければならない。

（無効となる場合）

第35条 IC定期乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。この場合、当該ICカード及びセンターシステムに記録されている一切の金銭的価値、乗車券類、デボジット、特典並びにその他付帯するサービス等は返却しない。
（1）有効区間外の区間を乗車し、係員の承諾なくバスやR/Wによる乗車処理又は降車処理を受けずに乗降する場合
（2）IC定期乗車券を記名以外の者が使用した場合。ただし、持参人入IC定期乗車券を使用するときは及びこれを連続する区間について、SF（現金）若しくはSF（ポイント）又はその両方を使用する場合はこの限りでない。
（3）券面表示事項が不明となったIC定期乗車券を使用した場合
（4）使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って購入したIC定期乗車券を使用

した場合

- 券面表示事項をぬり消し、又は改めて使用した場合
- 当社の運送約款等に定める定期乗車券が無効となる事項に該当する場合
- 偽造、変造又は不正に作成されたIC定期乗車券又はSF（現金）若しくはSF（ポイント）を使用した場合
- 旅客の故意又は重大な過失によりIC定期乗車券が障害状態となったと認められる場合
- その他不正乗車の手段として使用した場合

（不正使用に対する旅客運賃・増運賃の収受）

第36条 前条の規定に該当した場合、当社の運送約款等の定めにより旅客運賃及び増運賃を収受する。

第4章 再発行・交換

（紛失再発行）

第37条 IC定期乗車券の記名人が当該IC定期乗車券を紛失した場合で、当社が定める申請書を提出したときは、第21条の規定に準じて取り扱う。

（障害再発行）

第38条 IC定期乗車券の破損等によって所定の機器で使用できない場合で、当社が定める申請書を提出し、かつ、当該IC定期乗車券を呈示したときは、第22条の規定に準じて取り扱う。

（ICカードの交換及び移替え）

第39条 当社及びIC発行事業者の都合により、旅客が使用しているIC定期乗車券を、当該IC定期乗車券表面と異なるデザイン(IC定期乗車券又は当該IC定期乗車券裏面に刻印されたものと異なる)カード番号のIC定期乗車券に予告なく交換することができる。
2 一体型ICカードを使用する旅客が、有効期限の到来又は登録されている個人情報の変更等により一体型ICカードの交換をする場合の取扱い、IC発行事業者規則の定めによる。ただし、IC発行事業者及び提携先から交換用の媒体の交付を受け、当社に、現在使用している一体型ICカードと当該交換用の媒体を持参し、かつ、IC発行事業者からの交換用の媒体にかかわる通知を呈示し、IC定期乗車券の機能を当該交換用の媒体へ移し替える手続きをしなければならない。この場合、当社は、所定の機器により移し替えることができる。
3 一体型ICカードを使用する旅客が、現在使用している一体型ICカードにおけるIC定期乗車券の機能、当社で発売できるICカード乗車券に移し替える場合で、当社が定める申請書を提出し、かつ、公的証明書の呈示により記名人本人であることを証明したときは、当社は、一体型ICカードの払い戻し及びICカード乗車券の発売を行ったものとして、所定の機器により当該ICカード乗車券に移し替える。ただし、当該一体型ICカードに付加されていたIC定期乗車券の機能は、払い戻しをせずに当該ICカード乗車券に移し替えることができる。
4 2項の交換又は前項の移替えを行った後、交換又は移替え前のIC定期乗車券の機能停止の取消し又は機能の復元、移し替えたIC定期乗車券の機能を別の一体型ICカードへ移し替えることはできない。

（免責事項）

第40条 ICカードの交換又は再発行により、当該IC定期乗車券表面と異なるデザイン(IC定期乗車券又は当該IC定期乗車券裏面に刻印されたものと異なる)カード番号のIC定期乗車券を発行したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
2 紛失したIC定期乗車券の払い戻し又はSF（現金）若しくはSF（ポイント）の使用等で生じた旅客の損害については、当社はその責めを負わない。
3 一体型ICカードについて、提携先に起因する旅客の損害又は提携先のサービス機能にかかわる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

第5章 払い戻し

（払い戻し）

第41条 旅客が、IC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となった場合で、当社が定める申請書を提出し、かつ、公的証明書の呈示により当該IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払い戻しを請求することができる。この場合、当社の運送約款等の定めによる払い戻しを行い、IC定期乗車券から定期乗車券の機能の消去として返却する。
2 旅客が、IC定期乗車券が不要となった場合で、当社が定める申請書を提出し、かつ、公的証明書の呈示により当該IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、当社の運送約款等の定めによるIC定期乗車券の払い戻しとをそれぞれ行う。この場合の払い戻し額は、定期乗車券とSF（現金）とを別に算出する。

第6編 特殊取扱い

第1章 乗継割引

（乗継割引）

第42条 第2条第1項第1号又は第2号に規定するICカード乗車券を使用し、次の各号に掲げる区間が90分以内に乗り継ぎ且つ当社の一般路線及び空港線（以下「当社線区間」という。）に乗車した場合は、第14条若しくは第15条又は第31条若しくは第32条に定める運賃から一定の額を控除（以下「乗継割引」という。）する。ただし、第4号に規定する区間から当社線区間へ乗り継ぎて乗車する場合、名鉄バスセンターと三軒茶屋の区間内相互間のみ名鉄バスセンター若しくは栄と大治西会場の区間内相互間（以下「本条において、これらの区間を「名鉄バスA区間」という。）に限り、前段の取扱いをすものとす。
（1）名鉄バスA区間
（2）名鉄バスA区間以外の当社線区間
（3）名古屋鉄道株式会社定める区間
（4）名古屋交通局の定める区間

2 前項の取扱い、乗継割引の権利を行使することができる。
3 第1項の取扱いにおける控除額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 大人運賃を収受する場合は40円。ただし、前項第3号に規定する区間から乗り継ぐ場合及び前項第1号又は第4号に規定する区間から名鉄バスA区間内へ乗り継ぐ場合は80円。
- 小児運賃を収受する場合は20円。ただし、前項第3号に規定する区間から乗り継ぐ場合及び前項第1号又は第4号に規定する区間から名鉄バスA区間内へ乗り継ぐ場合は40円。
- 旅客運賃の割引を適用する場合、大人運賃を収受する場合は第1号に定める額を折半した額、小児運賃を収受する場合は第2号に定める額を折半した額。

4 前各号により各乗継割引は、次の各号に掲げる条件にわたって適用する。

（1）権利の付与

ICカード乗車券を次の定めにより使用し、第1乗車分の運賃全額が当該ICカード乗車券から差し引かれた場合に、その第1乗車で使用したICカード乗車券に乗継割引の権利を付与する。

ア ICSFカードを使用し、乗車又は降車のいずれもバスやR/Wによる処理を受けた場合イ IC定期乗車券を使用して乗車した場合で、第31条又は第32条の規定による運賃

- の減額をした場合
- (2) 割引の適用
第1乗車に連続して行われる第2乗車において、乗継割引の権利が付与されたICカード乗車券を次の定めにより使用した場合、乗継割引を適用する。
ア ICカードを使用し、乗車及び降車のいずれもバス/R/Wによる処理を受けた場合
イ IC定期乗車券を使用して乗車した場合で、第31条又は第32条の規定による運賃の減額をした場合
- (3) 割引を適用するための基準時間
乗継割引を適用するための基準時間は、次に掲げる取扱いを行った時刻とする。
ア ICバス事業者については、第1乗車の場合は降車/R/Wにより降車処理を受けたとき、第2乗車の場合は乗車/R/Wにより乗車処理を受けたとき。ただし、1つのバス/R/Wで乗降車の処理を行う車両にあつては、当該バス/R/Wにより乗降車処理を受けたとき。
イ IC鉄道事業者にあつては、自動改札機等により乗車券を入場したとき。ただし、割引用ICカードを使用して割引の小児用片道乗車券に引換えの場合は自動券売機によりその引換えを行ったとき。
- (4) 適用する区分
第1乗車と第2乗車で適用する運賃の条件については同一に限る。
- 5 有効期間内のIC定期乗車券が有効区間内の停留所相互間を乗車する場合及び2名以上の運賃を受取る場合は、乗継割引の権利の付与及び乗継割引の適用をしない。この場合、当該乗車に使用するICカード乗車券が乗継割引の権利を付与されたものである場合は、降車処理の際にその権利を取り消すものとする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、自治体、企業又は学校等から委託を受けて運行する路線は、乗継割引を適用しないことがある。
- 7 天災、機器障害及び遅延等により権利を付与できない場合であっても、当社等及びIC取扱事業者はその責めを負いません。

第2章 マイレージポイント

(マイレージポイントの付与)

- 第43条 第2条第1項第1号又は第2号に規定するICカード乗車券を使用して、その運賃の支払いにSF(現金)が充当された場合、当月内におけるその運賃の支払いに充当されたSF(現金)に対して、次の各号に掲げる基準により、マイレージポイント取扱規則に定めるマイレージポイントを計算する。
- (1) 利用金額ポイント
当月内におけるSF(現金)の利用金額に対して、0.2%を乗じた額とする。

(2) 優待ポイント

- 各号別に定める基準に該当する旅客が事前に登録した場合、当月内におけるSF(現金)の利用金額に対して一定の率を乗じ、これを前号に定める利用金額ポイントに加算する。
- 2 前項各号における当月内とは暦日とし、毎月1日から当該月の末日までの間における同一ICカード乗車券による運賃の支払いをその対象とする。
- 3 第1項各号に規定するマイレージポイントは、各号毎に計算を行い、計算上生じ10ポイント未満のポイントを切り捨てたうえを算し、付与するものとする。
- 4 SF(現金)を使用して乗車券類と引き換える場合、特殊定期乗車券を使用して運賃をSF(現金)で精算する場合及び自治体、企業又は学校等から委託を受けて運行する路線においては、第1項に定めるポイント付与の対象としないことがある。
- 5 前各号にかかわらず、当社線の利用促進を図るため、一定の条件を定めてマイレージポイントを付与することがある。この場合、付与方法及び付与基準は、その実施時に別途定める。

第5編 その他共通取扱い

(運用日付)

- 第44条 当社におけるICカード及びIC定期乗車券の使用日及び利用金額への算入の日付は、3時から26時59分59秒まで(当日の午前3時から翌日の午前2時59分59秒まで)を当日とする。
- 2 センターシステムで取扱いを行うICカードの利用日、センターポイントの付与、センターポイントの失効、再発行登録及び再発行等については、暦日(0時から24時)を当日として取り扱う。ただし、再発行登録、再発行及びポイント還元等、センターシステムを介する取扱い又は、5時から25時まで(当日の午前5時から翌日の午前1時まで)の間のみ行うものとする。

附則

この規則は、平成23年2月11日から施行する。

附則

この規則は、平成24年4月21日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成25年3月23日から施行する。
2 この規則の施行日前に改正前の規程類の規定を適用して発行し、又は取扱いをした乗車券は、別段の定めがあるものほか、この規則により取り扱う。

附則

この規則は、平成28年3月12日から施行する。

附則

この規則は、令和元年9月2日から施行する。

別表第1号 IC取扱事業者(第3条第1号関係)

(IC鉄道事業者)
名古屋鉄道株式会社
豊橋鉄道株式会社
東海交通株式会社
名古屋交通株式会社
名古屋臨海高速鉄道株式会社
(ICバス事業者)
名鉄バス株式会社
豊橋鉄道株式会社
名古屋交通株式会社
名古屋ガイドウェイバス株式会社
豊交交通株式会社
株式会社オーワ

別表第2号(第11条及び第28条関係)

チャージ機
多機能チャージ機
カード処理機
複合機

定期券発行機

バス車載機

バスIC定発機(第2条第1項第3号のICカード乗車券の取り扱いはしない)

別表第3号(第12条及び第29条関係)

チャージ機
多機能チャージ機
カード処理機
複合機
定期券発行機
バスIC定発機(第2条第1項第3号のICカード乗車券の取り扱いはしない)

別表第4号(第13条第1項及び第30条第1項関係)

チャージ機
多機能チャージ機
カード処理機
複合機
定期券発行機
バス車載機(SF(現金)及びSF(ポイント)に限る)
バスIC定発機(第2条第1項第3号のICカード乗車券の取り扱いはしない)

別表第5号(第13条第2項及び第30条第2項関係)

チャージ機
多機能チャージ機
カード処理機
複合機
定期券発行機
バス車載機
バスIC定発機(第2条第1項第3号のICカード乗車券の取り扱いはしない)

「サービス対象manaca」μstarポイントサービス会員規約

(目的)

- 第1条 本規約は、名古屋鉄道株式会社(以下「当社」といいます。が、当社定める登録手続を完了させた記名式manaca(株式会社エムアイシーが発行するmanacaに限る。))その他当社別に定めるmanaca(以下「サービス対象manaca」といいます。))の利用者(以下「会員」といいます。))に対し提供するμstarポイントサービス(以下「ポイントサービス」といいます。))のサービス内容及び適用条件等について定めたものとします。
- 2 本規約にて定めのない場合は、株式会社エムアイシーが定める「manaca電子マネー取扱規則」等「manaca約款」の定めるところによります。
- 3 当社は、事前に会員に通知することなく本規約の内容を変更することができるものとし、変更した内容についてはμstarポイントサイトまたはMy μstar(会員サイト)内で告知されるものとし、告知後に会員がサービス対象manacaを利用した時点、またはポイント交換等のポイントサービスを利用した時点で、当該会員につき、当該変更内容の承諾があったものとみなします。

(用語の定義)

- 第2条 本規約に定める主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。
- (1) 「μstarポイント」(以下「ポイント」といいます。))とは、ポイントサービスの会員に付与されるポイントの名称をいいます。
- (2) 「manacaID番号」とは、ポイントを付与する際の識別に用いる、manacaの裏面に記載された17桁の文字列をいいます。
- (3) 「MEITETSU μ's Card」とは、当社が三菱UFJニコス株式会社と提携して発行するクレジットカードをいいます。
- (4) 「μstar manaca加盟店」とは、当社とmanaca電子マネー利用加盟店契約を締結した加盟店のうち、当社が別に定める手続を完了させ、会員に対して、電子マネー取引に際してポイントサービス提携企業を行います。
- (5) 「ポイントサービス提携契約」とは、当社とポイントサービス提携契約を締結し、当会員に対してポイントサービス交換可能なポイント等を付与する企業をいいます。
- (6) 「登録権利」とは、会員またはポイントサービスに入会を希望する者が、会員登録時に当社に届け出た事項をいいます。
- (7) 「μstarポイントサイト」とは、ポイントサービスに関して、当社が運営するパソコン向けサイト及びスマートフォン向けサイト等をいいます。
- (8) 「My μstar(会員サイト)」とは、μstarポイントサイトより所定の方法によりログインした、会員が確認できる当社が運営するサイトをいいます。
- (9) 「ジョイントID」とは、会員が所持するサービス対象manacaとMEITETSU μ's Cardとの紐付け登録を行うことをいいます。

(ポイントサービスの告知について)

- 第3条 当社に対して、会員に対して、μstar manaca加盟店及びポイントサービス提携企業において、ポイント付与率、有効期限その他ポイント付与に関する条件、ポイントの交換方法、ポイントの交換率その他ポイントの交換に関する条件等について、μstarポイントサイトまたはMy μstar(会員サイト)内で告知するものとし、

(入会登録)

- 第4条 サービスに入会を希望する者(以下「入会希望者」といいます。))は、本規約またはμstarポイントサイト内の記載事項に同意の上、当社が定める所定の手続を経て入会登録するものとし、
- 2 サービス対象manacaの利用者である入会希望者は、本人が保有するサービス対象manacaに記載された個人を特定する情報を利用して、ポイントサービスの入会登録手続を行うことと同意するものとし、
- 3 入会希望者は、他人のmanacaID番号を用いて入会登録を行ってはならないものとし、

(ID・パスワードの管理)

- 第5条 会員は、manacaID番号、My μstar(会員サイト)のパスワード(以下「パスワード」といいます。))及び自己の電子メールアドレス(以下「電子メールアドレス」といいます。))を、責任を持って管理するものとし、
- 2 会員は、manacaID番号、パスワード及び電子メールアドレスを、第三者に使用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買、買入その他いかなる処分してはならないものとし、
- 3 当社は、当社が定める操作方法にてmanacaID番号、パスワード及び電子メールアドレスを用いて正当な手続き、操作を行った場合は、会員本人が行ったものとします。従って、第三者が会員の、manacaID番号とパスワードまたは電子メールアドレスを使用したことによる損害の負担は会員が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
- 4 会員は、パスワードが漏洩し、パスワードまたは電子メールアドレスが第三者に使用されていることを知った場合は、直ちに別に指定するポイントサービスの問い合わせ先に連絡す

るとともに、当該問い合わせ先からの指示がある場合には、これに従うものとします。

(ポイントの付与)

第6条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、ポイントを付与します。

- (1) 会員が、μstar manaca加盟店において、入会登録時に指定したサービス対象manacaのSF（現金）を利用して電子マネー取引を行ったとき
- (2) 当社及びμstar manaca加盟店が、ポイントを付与する施策を実施したとき
- (3) 会員が、当社が別に定める手順に従い、ポイントサービス提携企業の商品等をポイントに交換するとき

(ポイントの合算)

第7条 当社は、MEITETSU μ's Cardにポイントサービス対象manacaをジョイント登録した会員に対し、それぞれの利用により付与されるポイントを合算するものとします。

(ポイントの確認)

第8条 会員は、ポイント残高について、当社が駅等に設置した指定端末、My μstar（会員サイト）またはポイント事務局等にて確認ができます。

(ポイントのチャージ・交換)

第9条 会員は、当社が別に定める手順に従い、付与されたポイントで、会員が保有するサービス対象manacaのSF（現金）にチャージすることができます。

2 会員は、前項のチャージのほか、付与されたポイントで、ポイントサービス提携企業及び当社が指定する商品・ポイント等に交換することができます。

3 ポイント交換条件を満たしている場合であっても、第11条各号に該当する場合等当社がポイントを交換することが適切でないと判断した場合は、ポイントの交換を行わない場合があります。この場合、会員は当社の決定に従うものとします。

(ポイントの譲渡の禁止)

第10条 会員は、会員が保有するポイントで、会員間で譲渡・共有・合算・貸与・買入等することとはできないものとします。

(ポイントの失効・取消)

第11条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員が保有するポイントを失効とするこ、または取消することができるとします。

- (1) 会員が、法令に違反し、その他当社が定める方法以外で不正にポイントを手入した場合
- (2) 会員が、本規約または別に定める規則（株式会社エムアイシーが定める規則を含みます。）に違反した場合
- (3) その他、当社がポイントを失効とすることが適切であると判断した場合

(ポイントの有効期限)

第12条 会員が保有するポイントの有効期限は、最後にポイントを付与またはポイントを利用した日から1年後の同月末日までとします。

2 MEITETSU μ's Cardにポイントサービス対象manacaをジョイント登録した場合、ポイントの有効期限は、MEITETSU μ's Cardまたはサービス対象manacaのいずれかのカードにて最後にポイントを付与またはポイントを利用した日から1年後の同月末日までとします。

(登録情報の変更)

第13条 会員は、登録情報に変更が生じた場合、My μstar（会員サイト）にて、速やかに修正を行うものとします。

2 当社は、会員が前項の修正を怠ったことにより会員に生じた損害その他いかなる不利益についても、一切の責任を負いません。

(ポイントサービスの中断、終了または変更)

第14条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、ポイントサービスを中断、終了または変更することができるものとします。

- (1) 当社が管理、運営する、ポイントサービスの提供に必要な設備の保守・点検を行う場合または障害が発生した場合
 - (2) その他、やむを得ない事情がある場合
- 当社は、ポイントサービスを中断、終了または変更する際には、μstar会員サイトまたはMy μstar（会員サイト）内で告知することとします。ただし、ポイントサービスの中断、終了または変更が緊急に必要となった場合その他やむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。
- 3 当社はポイントサービスの中断、終了または変更に伴って会員に生じた損害その他いかなる不利益について、一切の責任を負いません。

(個人情報の取扱い)

第15条 会員及び入会希望者（以下総称して「会員等」といいます。）、は、第1号に記載する会員等の個人情報について、第2号に記載する利用目的のために、当社が必要な保護措置を講じたうえで利用することに同意するものとします。また、会員等は、当社が第2号に記載する利用目的のために、μstar manaca加盟店、ポイントサービス提携企業その他当社が提携する企業等（次項に定める当社グループ各社を除きます。以下「指定企業等」といいます。）に対し、目的達成のために必要な範囲内において、第1号の個人情報を提供することに同意するものとします。

(1) 個人情報

A 氏名、性別、住所、電話番号、生年月日、電子メールアドレス、ポイントサービス提携企業等のポイント交換に必要な情報等会員等が届けたい事項
U manaca ID番号、定期券の利用情報及OrmanacaのSF（現金）利用情報
W 当社及び当社グループ各社が提供するWebサイト、アプリ等の利用情報
E その他当社が提供するmanacaに関するサービスの利用に関する情報
カ ポイントサービスに関する会員と当社の契約に関する事項
カ ポイントサービスの利用内容

(2) 利用目的

A ポイントサービスを運営するために必要な会員管理またはポイント管理等の業務の実施
I 会員等の登録情報の確認
U ポイントサービスを提供するために必要な連絡
E ポイントサービス提携企業の商品等とポイントとの交換
オ 新サービス、特典及びこれらに関する情報の提供
カ 当社または指定企業等が行う会員情報及び利用動向の把握・分析及びそこから得られた情報の利用
キ 前目により得られた情報について、個人を特定できない状態に加工したうえで第三者への提供
ク 当社グループ各社が行う市場調査、商品開発等
ケ 当社または指定企業等が営む事業に関する情報の提供
コ デジタルメールまたはメルマガジンの送付、Webサイトでの広告の配信
ク 当社は、前項第1号の個人情報について、保護措置を講じたうえで、次の各号のいずれも各社の役割と目的達成に必要な範囲内において共同利用することがあります。

- (1) 共同利用する個人情報の項目
前項第1号に記載する個人情報
- (2) 共同利用する者の範囲
当社グループ各社

個別の対応企業は、変動します。対象会社・企業名、事業内容はホームページ

(http://mustar.meitetsu.co.jp/policy/common_use/index.html)をご覧ください。

(3) 共同利用する者の利用目的

- A ポイントサービスを運営するために必要な会員管理またはポイント管理等の業務の実施
I 会員の登録情報の確認
U ポイントサービスを提供するために必要な連絡
E 当社グループ各社の商品等とポイントとの交換
オ 新サービス、特典及びこれらに関する情報の提供
カ 当社グループ各社が行う会員情報及び利用動向を把握・分析及びそこから得られた情報の利用
キ 前目により得られた情報について、個人を特定できない状態に加工したうえでの第三者への提供
ク 当社グループ各社が行う市場調査、商品開発等
ケ 当社グループ各社が営む事業に関する情報の提供
コ デジタルメールまたはメルマガジンの送付、Webサイトでの広告の配信
- (4) 共同利用における管理責任者
名古屋鉄道株式会社
- 3 会員等が、第1項に基づく個人情報の指定企業等への提供について、当社に停止を申し出た場合、当社は利用停止の措置をとります。ただし、当該措置を講じるために相当な期間が必要となる場合があります。停止の申し出については、ポイント事務局への申請等の所定の方法によるものとします。なお、利用停止措置によりポイントサービスの全部または一部を利用できなくなる場合があります。

(会員資格の停止・取消)

第16条 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、事前に会員に通知または催告することなく会員資格を停止または取消し、ポイントサービスから退会していただくことがあります。

- (1) 本規約および別に定める規則（株式会社エムアイシーが定める規則を含みます。）に違反した場合
- (2) その他、会員として不適当であると当社が判断した場合

(退会)

第17条 会員は、ポイントサービスの退会を希望する場合には、当社が定める所定の退会手続きを行う必要があります。この場合、ポイントは退会日よりすべて失効し、ポイントサービスに関するすべてのサービスが利用いただけなくなります。

- 2 会員は、入会登録時に指定したサービス対象manacaを駅等に返却した場合は、その時点でポイントサービスから退会したものとみなします。
- 3 前項により退会手続きを行うサービス対象manacaがジョイント登録されている場合は、その時点において合算されているポイントは、ジョイント登録の企業であるMEITETSU μ's Cardに引き継がれます。

(免責事項)

第18条 当社は、当社の故意または重大過失による場合を除き、ポイントサービスに起因して発生した会員の損害については、一切の責任を負わないものとします。

(税金等)

第19条 ポイントの利用またはポイントサービス提携企業が付与するポイント等との交換に伴い、税金や手数料等の費用が発生する場合は、会員がこれを負担するものとします。

(準拠法)

第20条 本規約及びポイントサービスの利用に係る契約の成立、効力、履行、解釈等に関しては、日本法が適用されるものとします。

(紛議解決)

第21条 ポイントサービスに関連して、会員と当社との間で発生した問題について解決しない場合には、名古屋地方裁判所が第一審の専断的合意管轄裁判所とします。

附則

- 1 本規約は、平成26年3月17日から施行する。
- 2 本規約の施行により、「名鉄たまりんポイントサービス会員規約」（以下「旧規約」という。）は廃止し、平成26年3月17日現在における旧規約に基づく当社と「名鉄たまりん」ポイントサービス会員の有効な契約は、同日をもって本規約に基づく契約として移行される。なお、「名鉄たまりんポイントの1ポイント」は、「μstarポイントの1ポイント」に換算される。

「μstar会員」めいてWeb会員特約

第1条（本特約）

1. 本特約は、次条に定める会員に対し、株式会社名鉄百貨店（以下「名鉄百貨店」といいます。）が定める「めいてWeb会員規約」（以下「Web規約」といいます。）の特約として定めるものであり、本特約とWeb規約が抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、Web規約の定義によるものとします。
3. 名古屋鉄道株式会社（以下「名鉄」といいます。）及び名鉄百貨店は、事前にμstar会員に通知することなく本特約の内容を変更することができるものとします。変更した内容については第3条のMy μstar（会員サイト）内で告知されるものとします。告知後にμstar会員が第3条より名鉄百貨店ホームページへ自動ログインした時点で、当該変更内容の承認がなされたものとみなします。

第2条（会員の定義）

「MEITETSU μ's Card μstar ポイントサービス会員規約」及び「サービス対象manaca μstar ポイントサービス会員規約」（以下、あわせて「μstar会員規約」といいます。）に基づく会員（以下「μstar会員」といいます。）は、μstar会員規約に定めるそれぞれのID番号及びパスワードを定めること、Web規約第3条に定める入会手続きを経ることなく、Web規約第2条にて定める「Web会員」とします。

第3条（ログインID・パスワード）

μstar会員は、μstar会員規約に定めるそれぞれのID番号及びパスワードを使用しMy μstar（会員サイト）にログインすることにより、名鉄百貨店ホームページ自動的にログインすることができるとします。

第4条（ポイントの利用）

μstar会員は、前条により名鉄百貨店ホームページへ自動ログインし、名鉄百貨店ホームページにおいてサービスの提供を受ける際、その決済においてμstarポイントを利用することができるとします。なお、μstarポイントの利用条件、その決済については、名鉄または名鉄百貨店が別に定めるところによるものとします。

